

第六十八回国会 参議院文教委員会會議録第十号

昭和四十七年六月十二日(月曜日)

午前十時十六分開会

委員の異動

六月九日

辞任

山口 陽一君
中山 太郎君

補欠選任

濱田 幸雄君
金井 元彦君

出席者は左のとおり。

委員長

大松 博文君

理事

久保田藤麿君
楠 正俊君
宮之原貞光君
安永 英雄君

委員

金井 元彦君
志村 愛子君
内藤三郎君
中村 登美君
永野 鎮雄君
濱田 幸雄君
二木 謙吾君
宮崎 正雄君
片岡 勝治君
鈴木美枝子君
内田 善利君
矢追 秀彦君
萩原幽香子君
加藤 進君

衆議院議員

文教委員長代理
理事

西岡 武夫君

国務大臣

文部大臣

高見 三郎君

政府委員

文部大臣官房長 井内慶次郎君
文部省大学学術局長 木田 宏君
文部省管理局長 安嶋 彌君
文化庁次長 安達 健二君
事務局側 渡辺 猛君
常任委員会専門員 加藤 一雄君
三浦 勇助君

参考人

私立学校教職員共済組合理事長 加藤 一雄君
私立学校教職員共済組合常務理事 三浦 勇助君

本日の会議に付した案件

○私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○学校図書館法の一部を改正する法律案(第三八号)(衆議院提出)

○委員長(大松博文君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言願います。

○矢追秀彦君 初めに、私学共済の問題についてお伺いいたします。

国庫補助の問題であります。これは前々から百分の十八を百分の二十ということで相当言われてきておりますが、これについてはどういふふうなお考えでありますか。

○政府委員(安嶋彌君) 御承知のとおり、私学共済の組合員の掛け金の負担の能力その他に限度がございます。そうした関係から、私学共済の長

期経理の経理状況というものが必ずしも良好でないわけでございます。そうした場合には、掛け金の引き上げによりましてその経理の立て直しをはかるということが通常の原則かと思えますが、私立学校の教職員共済組合の組合員の中には、幼稚園の教職員等、給与水準の非常に低い者が多数含まれておるといふような状況でございまして、これを引き上げるといふこともきわめて困難であり、不適当でございまして、かつまた、社会保障制度の他の例を見ますと、厚生年金におきましては、すでに百分の二十の補助が行なわれておるといふような状況でもございまして、そうしたものと均衡をはかるといふこと並びに私学の振興をはかるという観点から、年来、これを百分の二十に引き上げてもらいたいという要求をいたしておいたわけでございまして、今回、その要求の半分でございまして、百分の二の引き上げが認められたというところでございまして、今後ともさらにこれを引き上げるように努力をしてみたいというふうな考えをしております。

○矢追秀彦君 努力をしておっしゃっておりますが、できない原因といえますか。ネットはどこにあるんですか。要するに、厚生年金と同じように扱ふことが制度的にできないのか、あるいは予算がないという理由なのか、その辺はどうですか。

○政府委員(安嶋彌君) この委員会でもしばしば御議論がございましたように、私ども、この私学共済は、これは社会保障制度の一環であることは間違いないわけでございまして、同時に、私学振興のための重要な施策であるというふうな考えをしております。そこで、この長期に対する国庫補助率は少しでも引き上げたいということと、私学共済の過程を申し上げますと、大蔵省は、これは社会

保障制度の一環であるというふうな考えを強く持っております。共済制度につきましては他共済との均衡ということも強く主張するわけでございまして、他共済と申しますと、私学共済に一番類似しておるものは農林共済でございまして、ほかには、地方公務員共済組合、国家公務員共済組合等もございまして、国共済、地共済につきましては、御承知のとおり、長期に対する国庫補助率が百分の十五でございまして、それから農林共済は、従来は私共済と同じように十六でございましたが、これが今回両方とも十八に引き上がったということでございます。大蔵省の考え方は、やはり国民年金といったような制度と共済制度というのはそこにつまり考え方、若干の違いがあるわけであって、私学共済という一本の別個の組合を立てました場合には、やはりたまたま申し上げましたような他の共済とのバランスというものを考えなければならぬ。したがって、厚生年金と同様に百分の二十に引き上げてもらいたいという私どもの要求はなかなか認めがたいということが向こう側の主張でございまして、私どもは、先ほど申し上げましたような観点から、とりあえず厚生年金並みの百分の二十の補助をいただきたいということをお願いをいたしておるわけでございまして、なかなかこれが認められないというところでございまして、

○矢追秀彦君 そうすると、ほかの共済組合等がこれより少しづつ上げられてきておるわけでありますが、それと同一であれば、要するに、ほかのほうは全部たとえ百分の二十になるような状況ができればこちらとすると、そういう大蔵省のたてまえですか、それとも、私学共済については、他の共済との関係を考えるけれども、率としてはこちらのほうを少しは優先していくと、こういう考えですか。

○政府委員(安嶋彌君) 大蔵省は、そこまでは

きりした考え方を示しておりません。他共済よりも私学共済のほうを優先的に考えていこうというような気持ちは現在はないようでございます。やはり他共済とのバランスというものを非常に強調いたしまして、農林共済と同じように本年は百分の十六から百分の十八に引き上げると。これは、公務員共済の場合には先ほど申し上げたように百分の十五ですが、経理の実態、給与の実態等がかなり違うものですから、農林と私共済についてだけは公務員共済とは違った扱いをなされておるといのが現状でございます。その中でも私共済だけを特別に国庫補助率という点で差等をつけていくという考えは持っていないということでございます。私どもは別個の観点から考える余地はないかということ強く主張はいたしておりますが、なかなかそれが認められないというのが実情でございます。

○矢追秀彦君 どうしても他の共済とのバランスでこういふふうなことになるを得ない場合、今後ともこういう状態が続く場合、それでは、ほかの何らかの補助を出すいわゆる知恵というものは出てこないのですか。あくまでも率一本でいく以外に手はないのか、いわゆる名目を変えて出すとか何らかの形でこちらにプラスになるような方法というのはい出てこないのですか。

○政府委員(安嶋彌君) 私共済に対する国の直接の補助は、ただいま申し上げましたように、他共済とのバランスということが非常に問題になるわけでございますが、その他の面におきましては、たとえば都道府県からの補助があるといったようなこと、あるいは整理資源を中心にしてはございますが私学振興財団からの助成金が出ていますといったようなことは、これは他共済に例のないこととございまして、その面での改善につきましては私ども今後さらに努力をしてみたいというふうにも考えますが、ただそこで私どももやや心配いたしますのは、そうした形で私共済に対する補助が積み上げられていった場合に、それが、つまり、そういう助成があるから私共済の場合は国庫

補助については必ずしも手厚い補助をする必要がないのではないかと議論の出ることを実は非常に心配をいたします。他共済と同じ、あるいはそれ以上の補助をもらいながら、別に私学振興という観点からの助成というものが実現されてまいることが、私どもこれが理想だと思っておりますが、そちらのほうはどうぞんども伸びまして他方が押えられないというような結果になることを実は非常に心配するわけでございまして、問題にそういう両面のあるということをお理解賜りたいと思っております。

○矢追秀彦君 となりますと、他の共済よりも私学共済が、将来の問題を考えますと、国としては最優先にすべきであるという理論づけといえますか、論理立てをする必要があるということですね。それはいままでもおやりになってきたと思えますけれども、さらにこれから強くやっていただいて、それで大蔵省を説得して、まあもちろん他の共済組合も同じように率が全部よくないばいはいんですけれども、どうしてもそれでできないというふうになれば、そちらのほうを考えていく、その辺については、大臣、どうですか。

○国務大臣(高見三郎君) この問題は、二つの観点から見なければならぬと思うのであります。私どもの立場から申しますと、私学振興という大きな柱を立てておりながら、共済に対する補助金が百分の十六であり、農林共済も同じく百分の十六であったものが、今回百分の十八になった。他共済の例で一番有利なものが厚生年金の百分の二十であるところから、百分の二十というものを私どもは一応の目安として要求をいたしておるのでありますけれども、この問題は農林年金と私学共済と同一であればいいという考え方を持っておるわけではございません。と同時に、また、厚生年金が百分の二十だから私学共済は百分の二十でいいという考え方に立っておるわけでもございませぬ。御承知のように、給与の水準が非常な開きが学校の内容によってあるのでありますから、私学共済につきましては、国の補助率を

思い切って上げる方向へ、将来それに向かっているかなければならないと、かように考えてはおりますが、いま管理局長が申しましたように、都道府県の補助金があり、あるいは私学振興財団の補助金がこの私学共済に対してはあります。これが他の共済に比べて私学が非常に有利になっておるんじゃないかというのが大蔵省側の言い分になるわけなのであります。その点ををらみ合わせて、私学振興という観点からこの問題を取り上げていくという場合には、現在のままでもいいということをお私どももとより考えておられませんし、今後とも十分努力をしていくつもりでございます。

○矢追秀彦君 次に、今回長期給付に対する補助率が引き上げになりましたが、短期給付について補助金を出すべきであるという意見がございまして、これについてはどうのようにお考えでございますか。

○政府委員(安嶋彌君) お手元に差し上げてある資料にもございまして、短期給付につきましてはかなり多額の赤字があったわけでございまして、四十五年度末に約十四億四千万という赤字が累積をいたしておるわけでございまして、この赤字の解消をどうするかということに関連をいたしまして、昨年の十月から掛金率の千分の四の引き上げを行なったわけでございまして、その結果と、それからこれは偶然の事情かとも思いますが、保険医の総辞退といったようなことがございまして、昨年度は受診率がかなり低下いたしておりました。そうした関係から、四十六年度について見ますと、約三億円の黒字が単年度出まして、その結果、当初十四億四千万であった赤字が約十一億に減少するという事態が起きておるわけでございまして。しかし、先般も御指摘がございまして、こうした状態が今度とも続くかどうかということにつきまして、かなり問題もあるわけでございまして、かつまた、健康保険法の改善案を見ますと、短期給付につきましてもやはり国の補助を要求すべきではないかという考え方に立ちまして、実は、昨年度は、療養の給付、家族療養費、傷病

手当金、出産手当金につきましてその給付費の百分の五を補助してもらいたいという要求をいたしたのでございまして、これまた、先ほど来の議論にも関連をするわけでございまして、短期につきましては国庫補助金を得ているという共済組合はほかに全くないうわけでございまして。そうしたこと、並びに掛け金を引き上げたことによる短期経理の改善の状況をさらに見たいというふうな事由によりまして、四十七年度の概算要求では認められなかったということでございますが、この点につきましても今後ともこうした方向で努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○矢追秀彦君 いま四十六年度が三億円の黒字と言われますが、ここの見通しはどのように立てておられますか。

○政府委員(安嶋彌君) 先般もお答えをいたしましたように、今年の二月、医療費が一三兆強引き上げられております。それから受診率も、昨年度は低下をいたしたわけでございまして、その傾向が今後とも続くかどうかということも問題でございます。全体といたしまして、私どもは、四十七年度の短期経理は、大体収支とんとんか、あるいは場合には若干黒字が出るのではないかと、いうような見通しを立てております。

○矢追秀彦君 そうすると、問題は、いままでの累積した赤字の問題、それとまたそれに対する利息等の問題が出てくると思いますが、それに対しては何かの特別の処置というものはできないものでしょうか。今後はそういうふうな健全な財政になってくるとした場合、過去のものを何らかの形で償却をしようという方法はとれないものでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) 過去の赤字が十一億残っておりますわけでございまして、これは共済組合の長期経理からの借入れ金ということで処理をいたしておるわけでございまして。組合自体といたしましては特に支払いに困難を来しておるわけでもございませぬので、そのままの形で推移をするわけでございまして、ただいま申し上げましたよう

に、短期経理が今後どういう形で推移をいたしますか、黒字が出ればもちろんその分だけ累積赤字が解消されるということになりますし、かつまた補助金が獲得できれば、その分につきましても年々赤字が解消される。つまり、掛け金を引き下げない限りは、補助金を獲得した分だけ黒字がふえるということになりますから、したがっていままでいままでする短期の累積赤字をそうした形で将来長きにわたって解消してまいりたいということでございます。いま特にこれに対して特別の措置を講じなければ非常な混乱が起るというようなことではございません。

○矢追秀彦君 次に、未加入校の問題でございますけれども、これは毎回私学共済の審議でも取り上げられて、附帯決議につきまして言うならば昭和三十八年から実に七回も出されておる。それに対して当局は努力を約束されておられますが、これが解決しないのはどういふところに問題点が存在しておるのですか。

○政府委員(安嶋彌君) これが解決をいたしたまへんののは、厚生省との間におきまして折衝がまとまらないといふこと、そのことにいけば尽きるわけでございます。厚生省がどういふ点で反対をしておるかというのを御参考までに申し上げますと、二十九年にこの私学共済が発足をしたもので、当時、すでに健保・厚年に加入しておいたものが若干あるわけでございますが、こうした人たちがつきましては既得権、期待権を尊重するという観点から、現行の私学共済法の附則二十項の規定によりまして選択を認められたわけでございます。選択を認めまして、この私学共済に入りたい者は入れる、入りたくない者は従来どおり健保・厚年に残すという措置を講じたわけでございますが、そうした法律上の手続がすでに踏まれておりまして問題はすでに結着済みではないかということが厚生省側の主張の第一点でございます。

第二点は、短期の未加入校の中で健保組合を結成をしているものがあるわけでございますが、早稲田、慶応をはじめ比較的大きな大学にそうした

事例が見られるわけでございますが、こうした大学は、給与水準も比較的高いというようなこと等もございまして、掛け金の率が比較的安くなっております。かつまた、給付の内容もよくなっております。こうした健保組合を法律でもって強制的に私学共済に入れ込むということは、立法論的にも、また実際のにも、また事柄の沿革からいっても、無理があるのではないかと、その点が問題の第二点でございます。

第三点は、長期給付についてでございますが、長期給付につきましては、厚生年金のほか、各共済の制度があるわけでございますが、こうした制度は統合するという方向が本来の姿である。それにもかかわらず、厚生年金という総合的な制度からわざわざ抜け出して私学共済という個別のそうした制度に加わるというところは、統合という基本的な方向に反するのではないかと、同時に、厚生年金といったような大きな保険に加盟したておりますと、転職をした場合の脱退加入というふうい問題がないわけではございません、むしろ組合員にその点では有利ではないかといふことを申すわけでございます。

そういうような経過で今日までお互いの了解がなかなか成り立たないといふことでございまして、先般もちよと申し上げましたように、健保・厚年に入っておる者を法律をもって全員私学共済に加盟させようといふことは、私どもの立場から申しますと望ましいことではございますが、実際上のいろいろな問題もございまして、現段階といたしましては長期・短期セットで私学共済に入りたいという者につきまして私学共済に入るような道を開いてはどうかという御意見が各方面にございまして、私も、そうした御意見も非常に実質的な御意見だといふふうに理解をいたしまして、そうした方向で今後ともいろいろ検討してまいりたいといふふうに考えております。

○矢追秀彦君 いま三つほど理由をあげられましたが、二番目の来ない理由の最大の原因は、もちろん厚生省の考え方があるかと思ひますけれども

も、やはり安いということとそれから給付率がよいといふこの点が問題だと思ひますが、その点については、これからはどうなりますか、同じレベルになる可能性はあるわけですか。

○政府委員(安嶋彌君) 掛け金を現在健保組合を結成いたしております学校並みに引き下げるということとは、これは現在の私学共済の組合員の給与の実態からいましてかなり困難ではないかといふふうに考えます。つまり、給与水準のかなり低い組合員を多数かかえておるわけではございませんので、そうしたことはかなりむずかしいことではないかと思ひます。

それから給付内容のことでございますが、これは私も今後さらに改善をはかってまいりたいといふふうに考えておられて、昨年の十月から掛け金を千分の二引き上げることによりまして付加給付を新しく起しております。この付加給付の内容は公立学校共済組合等に比べましてまだ不十分でございますが、そうした点を今後さらに努力をして改善をまいりたいといふふうに考えておりますが、現在の健保組合並みの水準にまで持っていくのかどうかといふことにつきましては、具体的にはまだ見当がつかぬかといふことでござい

す。

○矢追秀彦君 大臣は、ある雑誌の座談会で、「加入を希望する学校が加入できるように法律を改正する。この作業は安嶋管理局長に指示する。加入できることになれば日和見の学校も加入するであろう。わたくしの在任中に加入させます。」と、かなり明快におっしゃっているのですが、これははたしてどの程度実行できたでしょうか。

○国務大臣(高見三郎君) 前々から、加入を希望する学校が多いのであります。多いのであります。厚生省が妙な理屈をつけまして、厚生省の側から申しますと、共済制度というものを厚年と一本にしたというぐらゐな気持ちがないわけではないのであります。とするならば、私は、立法の措置をとらなければならぬだろうといふことを

考えておったのであります。しかし、私は、現在のところでの判断であります。今年、来年はともかく、来年は文句は言わないといふ厚生省側から非公式な話を受け取っております。したがって、急にいま立法措置をとるといふ強硬の措置をとって厚生省とまっとうから対立する必要はないという判断をいたしております。ただ、加入したい者については加入できる道をなるべく早急につくってやりたいと考えております。

いま安嶋局長が答えました答えを補足して申し上げますが、実は、早稲田、慶応といえども、百分の十八の国庫補助が実現した際にはぜひ私どものほうも入ったほうが得たといふことを考えておるのだが、大ぜいの教授の中には必ずしもそうでない方もおられるので、意思統一がなかなか困難だといふ両学長のお話を伺っておりますのであります。したがっていま、私の判断としては、せめてこれが百分の二十といふことになりますると、もう全部未加入校が進んで加入をされてくれという時代が必ず来ると信じております。厚生省との間の話し合いも非公式ながらそういう話し合いになっておるといふ点で御理解をいただきたいと思ひます。

○矢追秀彦君 いま大臣からかなり希望的な見通しのお話ですが、いま来年度といふことを少しおっしゃいますと厚生省と話がつかぬのだといふことでございまして、ここで大臣にお伺いしておきたいことですが、こういうふうな問題が起るのには、結局、現在の日本の年金制度といふことに一番根本としての原因があるかと思ひますが、私学共済という立場の上から大臣はこの日本の年金制度はどうなっているかといふお考えになつておりますか。要するに、厚生省の一本化の方向がいいのかですね。私は、もっと抜本的に日本の年金制度を考え直さなければ、少々上だけ少しいじつてもだめじゃないか、こう思ふのですけれども、そういうことも含めまして、今後はやはりそういう未加入校をこっへ入れていく、要するに私学共済というものを確立していくという方

向をずっと続けていくのか、日本の年金制度というものが確立されてきた時にはやはり統合的な方向のほうへ持っていけるのか、その辺はどうお考えですか。

○政府委員(安嶋彌君) 私は日本の年金制度全体について御意見を申し上げる立場にあるのではないかと存じます。共済組合を主管してある立場から申し上げますと、大体的に年金制度というものが一本化されるということがこれは理想的な姿かと思ひますが、ただ、この文部共済にいたしましても、公立共済にいたしましても、また私学共済にいたしましても、職員共済の構成、給与の実態、組合の沿革、特に文部共済、公立共済の場合は恩給法との関連がございまして、一般国民と全く同じ長期給付の制度にはめ込んでいくということにはなかなか問題があるかと思ひます。御承知のとおり、恩給法というのはいまは生きていないわけでもございまして、経過措置といつたしまして国共済、地共済の中に引き込まれておるわけでもござい

ますが、この経過措置の期間が経過いたします時期と申しますと、これはかなり長い先になるかと思ひますが、その時期までは、一本化が理想といつたしまして、実際問題としてはなかなか処理しにくい問題が残るのではないかとこのように考へます。私学共済の場合は、恩給法との関連がないわけでもございまして、むしろ問題が少ないのでございまして、むしろ文部共済と公立学校共済のほうが一歩化という場合に直面する問題が大きかろうというふうに考へるわけでもござい

ます。○国務大臣(高見三郎君) 基本的に申し上げますと、私は年金制度というものは一本化するということが最も理想的な姿であろうかと思ひます。ただ、これがすぐできるかどうかという点とにかなりなると、いま局長が答えましたように、経過的に非常に困難な問題があるのであります。したがって、これが実現するためにはたいへんな無理をしなければならぬことになるのでありまして、その無理はだれがしわ寄せを受けるかという点、実は組合員がしわ寄せを受ける

のでありますから、そういう無理をすべきものではない。しかし、長い目で見ます場合には、やはり一本化するという形のもので保険制度全体として考えます場合にはあつてしかるべきであります。したがって、そういう夢は持つべきであるという考え方を私自身は持つております。

○矢追秀彦君 ただいまそういう将来の方向を言われましたが、いま政府のやつておられる施策の中でただ統合だけで解決する問題ではない。福祉への転換を言つておられるならば、もっとも基本的ないろいろな問題を、年金、社会保障、社会福祉全体を通じてやらなければ、小手先だけでは絶対失敗をいたします。それは、いま言われたとおり、組合員にしわ寄せが来てはなりませんので、とにかく根本的なきちんとした国民が納得するよう、そういういわゆる福祉国家になるまでは現在の私学共済ならこの共済を強化をして、そして組合員の方が安心して生活のできるというふうな大いに努力をしていただきたい、これはもう強く要望するものであります。

次に、これに関連をいたしまして、私学振興についてちょっと触れてみたいと思ひますが、私立大学に対する経常費の助成というのは、最終的にはどこまで持っていくお考えですか、年次計画等をお立てになつてやられるような計画なんですか、その点をお伺いします。

○政府委員(安嶋彌君) 御承知のとおり、私立大学等に対します経常費の補助は、昭和四十五年度に始まつたわけでもございまして、その当時から既定計画というものがございまして、補助率をい

たしまして、専任教員給与の十分の五—二分の一を補助したいということでも発足をいたしましたわけでもございまして、四十五年度におきましては、医歯系が十分の三、理工系が十分の二、人文社会系その他が十分の一ということでも発足をいたしましたわけでもございまして、それが、四十六年度、医歯系が十分の四、理工系が十分の三、その他が十分の二ということとでそれぞれ一割上がった。四十七年

度は、さらに、医歯系が十分の五、理工系が十分の四、その他が十分の三というふうになつてま

いたわけでもございまして、最初に申し上げましたように、各分野全体を通じて十分の五に持つていきたいということでもございまして、既定計画どおりまいりますれば、あと二年で各分野とも十分の五の補助が可能になる、こういうことでございまして、そういう計画で進んでおるわけでもござい

ます。○矢追秀彦君 中教審の答申におきましても、私立学校に対する財政援助政策を再検討すると、このううふうになつておりますが、この再検討については具体的にどういうふうにかから前進になるつもりですか。

○政府委員(安嶋彌君) 中教審の私学助成の大前提になつておりますことは、私どもの理解では、国公立全体を通ずる高等教育計画というものを策定いたしまして、その中におきます私学の位置づけというものを明確にし、そうした上で私学の助成を強化するというのが第一点、それから第二点といつたしましては、私学助成の問題と育英奨学の問題、この問題がやはり切り離せない問題であるということ、この二点が私学助成の大前提になつておるかと思ひます。したがつて、私学助成の問題を高等教育計画あるいは育英奨学の問題と切り離して抜本的に新しい線を出すということは、中教審の答申としては考へていない線であるかと思ひます。

文部省におきましては、こうした中教審の基本的な方向に従ひまして、今年五月から大学学術局に高等教育計画課というものを設置いたしまして、高等教育全体のあり方について、これは国立私立を通じてござい

ますが、検討してまいりたいというところでございまして、かつまた、育英につきましても検討中ということでもござい

ます。管理局で私学振興をあずかる私どもとしましては、そうした全体的な骨組みの検討とあわせまして私学助成の今後のあり方につきましましては十分検討してまいりたいというふうにか考へております

が、先ほども申し上げましたように、私学の経常費の補助という制度が四十五年に発足いたしました。現在進行中でござい

ます。まずこれをりつぱな形にするということが私どもに当面課せられた問題であるかと思ひます。補助率をそろえるということだけではなくて、ほかに、たとえば、先生もお話しがございましたが、教員の給与費の単価の問題であるとか、その他のいろいろその内容的な問題が多数残つておるわけでもござい

ます。したが、私どもといたしましては、当面は経常費補助の制度の既定計画どおりの遂行と内容の充実といふものに全力をあげていきたい。抜本的な改善につきましては、ただいま申し上げましたような全体的な骨格の検討とにらみ合わせてさらに検討をしてまいりたい、こういうことでござい

ます。○矢追秀彦君 いまの問題につきましまして、来年度予算はこれからいろいろ新計画等についてはこの七月八月ころからもう始めなくちゃならぬわけですが、特に来年度につきましまして、私学に対する助成のあり方、あるいはいま言われましたそういう抜本策といふものは、ある程度は組上にのぼるのですか。

○政府委員(安嶋彌君) ただいま申し上げましたように、この抜本策につきましては検討中でござい

ますので、四十八年度予算という形で具体化されることはむずかしいかと思ひます。経常費助成の既定計画どおりの遂行と内容の充実ということに重点を置きたいと思ひますが、ほかに、医科大学に

対する補助の問題をどうするかといつたような問題でござい

ます。あるいは私学振興財団を通ずる貸し付け金の内容をさらに改善していくとかい

つたような問題があるわけでもございまして、四十八年度予算につきましましては、まあまだ検討をこれから始めようということでもござい

においては私学が学生数のパーセンテージの上から非常に多いわけですが、今後の方向としては、私学をさらにふやしていけるのか、あるいは、国立公立というものにどちらかという方をいれていくのか。というのは、たとえば国立大学あるいは公立大学の場合、定員増という可能性はあるわけであり、わりあい力がある学校であるから定員をふやしてどうかという考えもあります。そういうことも含めて、ただ適当なバランスだけではこれからのいかないのではないかと。私学に関しては浪速医科大学等の設置にきびしい規制が行なわれるようになってくると、設置のほうに大きな支障を来すこともあるし、そうならば国立のほうをふやすということになってくるだろうと思うけれども、これからの方向としてはどういう方向を考えておられますか。

○国務大臣(高見三郎君) 私、今日まで私学が果たしてまいりました日本の教育における偉大な功績というのに対しては、高く評価をいたしております。しかも、その私学は、それぞれの建学の精神、理想をお持ちになられているという意味においては、むしろ教育は私学でやるほうがいい場合もある——場合もという意味で申し上げておるのですが、いい場合もあるという感じがいたしております。

ただ、御承知のように、私学の経営自体がまことに困難な状態になっております。私学全体の累積赤字は、文部省の調査では三千億円と言っております。私学連盟では六千億と言っております。どちらが正しいかということは今後の検討にまたなければならぬ問題であります。いづれにいたしましても、私学の経営の内容がこのように困難をきわめておるといふ事は、これは認めざるを得ません。が、それじゃ、私学を野放しに認可することがいいか悪いかということになります。と、先ほど御指摘のような浪速医科大学のような問題も起るのであります。したがって、私学オンリーでその充実をはかるとい

うことを私は考えておりません。国立で定員増のできるところはできるだけ定員を増していくということも考えなければなりませんし、ことに医学系の学校におきましては、将来私どもは二段審査の構えをとりまして、初年度において教授陣容、あるいは用地の場所、資金計画、それらのものを十分に検討いたしまして、これならば学校をつくってもよからうと考えますものにつきました。第二段目の審査を翌年にやる。いままでの私立大学でばく大の寄付金をとらなければならなかったというのは、認可を受けます前にすでに病院を整備しキャンパスを整備しておかなければ認可が得られない、これに何十億の金を要するというところから、見せ金などをもつてする私学設立の申請書が間々あったのであります。これを防ぐことを考えなければならぬと思います。

私は、一がいに私学を排撃するものでもありませんし、一がいに国立を賛美するものでもございません。ただ、その経営者の人柄、経営者の経営意欲、同時にこれがまた経済的な能力というものを考えまして、許すべき私学は許すというたてまえでまいりたいと思っております。現在七割五分というものが私学に学んでおる学生であるという事実も考えます場合に、私は、日本の教育に果たしてきた私学の今日の努力というのに対しては敬意を表さなければならぬし、同時にまた、これは当然国がやるべき仕事を私でおやりになつておるのでありますから、十分の五の人員費補助が完成するのが再来年度、それで能事終われりという考えはいたしておりません。同時にまた、現在あります累積赤字をどうして消していくかということも真剣に考えなければなりません。低金利時代でありますので、できるだけ低金利の金を出すためには、政府が出資する出資額を逐次ふやして、少なくとも将来は年に二分五厘か二分程度の二十年年賦ぐらいの金が借りられる状態が来ますと、私学の経営も非常に楽になるであらう。ただ人件費の補助をするからということと私学の経営が楽になるとは思いません。この赤

字を消してやることを考えなければならぬという考え方でおるのであります。

私学を重視するか国立を重視するかという矢追先生の御質問に対して、私は、私学を重視するものでもなければ、国立を重視するものでもない、どちらも併立する形でいきたいが、ただ、私学のいままでのあり方では、そう簡単に私学の認可をばんばんばんばんやっておったら、日本の教育をこわすという懸念がある、これに対する規制だけははっきりしたものをしておきたいという考え方で臨んでいると、かように御理解をいただきたいと思ひます。

○矢追秀彦君 いま、規制を厳格にすると言われました。またこういう面については別の機会に触れてみたいと思いますが、財政援助のあり方の中教審答申の中にありますが、途中からになりますけれども、「さらに、このような財政援助については、あくまで国の主体的な立場が保持され、その援助の効果についてつねに厳正な評価が行なわれることを条件とすべきである。また、私立学校にしたいに大幅な公費の援助を受けるに当たっては、その公共性を高めるため必要ならんかの措置をあわせ考える必要がある」と、こういうふう

に書いてありますが、国の財政援助、あるいは私学をつくる場合の規制、そういうものが強まってくるのが、先ほど大臣が言われた私学の建学の精神というものを何か国でコントロールしてしまふ、要するに自由な自由な私学の教育というのにまでもし介入が行なわれるとなると、私は非常に問題だと思ひます。この辺の文章が、私もちょっと行き過ぎた考えになるかも知れませんが、国の主体的な立場と厳正な評価ということになりますと、その点が何か問題が出てこないか。先ほど大臣は私学の貢献を評価されましたが、特に建学の精神ということを強調されましたが、いわゆる私学のいいところまで失ってしまったのは何にもならない。特に、最近の私学の傾向としては、国公立化しつつある、特に大きな大学ほどそういう傾向があるという風潮も言われてお

りますので、その辺についてはどういうふうにお考えになっておるか、これをお伺いしたいと思います。

○政府委員(安嶋鶴君) 中教審の答申との関連でございしますが、ただいま大臣が御答弁申し上げた点は、建学の精神といったような私学の教育の内容、方針に関する事柄につきまして、これを大いに尊重し育成をしていきたいということをおっしゃったわけでございしますが、中教審で公的な調整とかあるいは評価といったようなことを申しておりますのは、これはきわめて行政的な側面からございまして、たとえば補助をもらう以上は教育の条件はかくかくでなければならぬとか、あるいは授業料、保育料はこれ以上上げてはいけな

い、あるいは収容力についてはさらにふやすように協力をしてもらいたい、あるいはその通学圏と申しますか通学の範囲についてもある種の調整を受けてもらいたい、そうした行政的な面について調整あるいは評価ということをお申しておるわけではございまして、教育の方針とか内容とか、あるいは建学の精神とか、そういったことについて調整をし評価をするということでは必ずしもないと思ひます。

○国務大臣(高見三郎君) 私は、しばしば申し上げておるとおり、私学には私学の建学の精神がある、この精神を大切に生かしてあげることが文部大臣としての私のとるべき態度であると。たとえば新島襄先生の同志社大学、大隈重信伯の早稲田大学、福沢諭吉先生の慶応大学、それぞれ建学の理想と信念をお持ちになって大学をおつくりになった、このことを私は建学の精神を尊重しなければならぬということをお申し上げておるのであります。国がコントロールするといふ趣旨は、いま安嶋局長が申しましたとおりでありまして、私自身の気持といたしましては、金を出すがなるべく口は出したいくないというのが私学に対する助成の基本的な考え方であるといふふうにとつ御理解いただきたいと思います。

○矢追秀彦君 これで私学共済についての質問は

終わりまして、申しわけありませんけれども、先
 日の質問に続きまして高松塚古墳の件に関連い
 たしまして一言だけ質問をさせていただきます。

新聞報道でありますけれども、また通信委員会
 等でも問題になったようでありまして、この高松
 塚古墳に關しての記念切手を出すという話が出て
 きております。議員立法という考え方もあります
 が、これに對して、文部省、文化庁はどういうふ
 うにお考えになりますか。

○政府委員(安達健二君) 高松塚古墳につきまし
 ては、三月二十六日にこのりっぱな壁画があるこ
 とが発見されて、文化庁といたしましては、
 四月の七日の日にこれを史跡に指定するというこ
 とについての文部大臣の文化財保護審議会に對す
 る諮問と、同日付の答申を得ておるわけでござい
 ます。同時に、その前日に高松塚の応急保存対策
 調査会を発足させまして、四月の十七日にはさ
 らにその調査会の調査員のメンバーの方々が石
 室内に入りまして、剝落のおそれのある箇所をか
 りどめをする、また、石室内の空気を清浄にする
 ためのホルマリンと同種のものを入れるというよ
 うなことをいたしましてその保存の措置についま
 して遺憾なきを期しておるわけでございまして、
 四月の二十二日にはさらに覆土をいたしまして、
 現在は閉じておるわけでございします。

今後の対策といたしましては、現在の墳丘の部
 分は国有地でございますが、おおよそ周囲五メー
 トルの範囲内はこれを国有地化いたしまして史跡
 の対象とするというように進んでおるわけで
 ございします。また、今後は、この石室内の温度
 と外界の温度とがほぼ一致すると思われましてこ
 ろの九月下旬から十月の下旬にかけてもう一度
 開きまして内部の状況をさらに調査し、かりの
 応急対策が必要かどうかを検討する、と同時に、
 この壁画等につきましても総合的な学術調査をす
 ると、こういうような考え方で進んでおるわけで
 ございします。また、この壁画を直接外部の一般
 の方々に見ていただくわけにはいきませんので、そ

の外部の方々の御理解を得るために飛鳥資料館と
 いうのを現在明日香村に建設中でございますの
 で、そこに現物大の模型をつくり、その他参考資
 料等も展示いたしまして一般の方々の理解を得た
 いと、かように考えておるところでございます。
 ところで、伺っておりますところの高松塚古墳
 の記念切手の話でございますが、この記念切手に
 つきましては、高松塚の古墳の壁画についての一
 般の認識をさらに高めると同時に、その切手につ
 きましての一定の金額を、飛鳥保存財団というの
 がつくられておりますが、その財団に交付をする
 という考え方でございします。

そういう金はどういうところに使うかと申しま
 すと、伺うところによりますと、その飛鳥保存財
 団におきまして、文化庁で買い上げた土地以外の
 さらに周囲の部分あるいは近辺の土地などを買い
 上げて、それを緑地化する、そしてそこにレスト
 ハウスとか便所とかそういう観光客と申しますか
 見学者のための施設をする、そして、そこにまた
 一般のそこへ来られる方々が古墳についての理解
 を得るような模型とかそういうようなものもつく
 りたいというお話でございます。こういういわば
 環境の整備と申ししまして、史跡とは相当離れた
 部分とか、あるいはそこにレストハウスをつくる
 とか便所をつくるのか、あるいは観光客のための
 施設をつくるというようにすることは、現在のところ
 文化財の保護という観点からはそういう経費につ
 いては支出をしていないわけでございまして、し
 たがいまして、私どもの対策と並んで、それで
 きないといいますが、現在やっておりますような
 な仕事をされるということであれば、文化庁とし
 ては、けっこうなことであり、特にそういうこと
 をやられることについては異存はないというの
 がわれわれの現在の考え方でございます。

○矢追秀彦君 最後は大臣に重ねて伺いますが、
 この切手について閣議等で話が出ておるのかどう
 か、大臣としては賛成か反対か。それからいまの
 飛鳥保存財団であります、これは総理府の所管
 になっておりますが、いろいろのことをやられる

ことはけっこうだと言いますが、レストハウスを
 つくるとか便所をつくる、施設一つにしても、や
 はりあの地域との関係においていろいろの問題が
 出てくると思ひますので、この財団の運営のあり
 方、これについては文部省、文化庁というものが
 ある程度話し合いをする必要があるのではない
 か、こう思うのですが、その二つの点について
 伺って、終わりたいと思ひます。

○政府委員(安達健二君) 飛鳥保存財団について
 ちよつと申し上げますと、この飛鳥保存財団は、
 四十五年の十二月十八日に「飛鳥地方における歴
 史的風土および文化財の保存等に関する方策につ
 いて」という閣議決定がございまして、その際、
 歴史的風土の保存ということになりますと、古
 都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
 というのがございましてこの所掌が総理府である
 ということと、それからこの飛鳥の保存というこ
 とにつきましても都市計画の問題とかその他の関
 連もございしますので閣議決定でなされたわけで
 ございまして、それぞれ建設省あるいは文化
 庁なら文部省等であるべき事柄その他を列挙いた
 しましたはかに、なお、「飛鳥地方における歴史
 的風土および文化財を保存し、住民生活の向上を
 図るためには、国、地方公共団体および民間の一
 体的協力が必要である。このため、民間に財団法
 人の設立を要請し、」云々というところで、予定と
 いたしましては、財界等から約五億の寄付金を募
 集するというところで発足をいたしまして、総合案
 内所と宿泊施設等の施設を運営するということを
 中心にしてきておるわけでございします。この法
 人の所管庁は総理府でございますが、この実体の
 仕事をやる場合には、理事の中にわれわれの理解
 のある文化財関係の人も入っておりますし、ま
 た、具体的仕事をやる場合には十分連絡をして
 いただくようお願いをいたしておるところで
 ございします。

○国務大臣(高見三郎君) 記念切手の問題で閣議
 の話題になっておるかというお話であります、
 ただいま事務的に話を詰めておる段階でございま

す。閣議の話題になっておる事柄ではございませ
 ん。
 ○宮之原貞光君 まず、給付内容の問題について
 お伺いをしたいと思います。

関係資料によりまして、標準給与の問題につい
 て、下限を一万八千円から二万六千円に引き上げ
 られておる点は評価をするわけでございしますが、
 一方、上限のほうを三十五級をわざわざ三十一級
 というように引き下げて金額のほうはそのまま据
 え置いておるのです。こういうように引き下げて
 据え置いたところの理由は一体何なのか、まずそ
 れを説明をしていただきたい。同時に、また、国
 立学校の場合もそういうような形でやっておるの
 かどうかということですが。

○政府委員(安達健二君) 上限の金額を据え置いて
 おるわけでございしますが、御承知のとおり、これ
 は実は昨年度引き上げたばかりでございしますの
 で、今年度はこれを据え置いたということござい
 します。

それから等級を下げておるといふ形になってお
 りますが、これはその下限を引き上げてまして下
 のほうの等級を四等級削ったわけでございします
 で、全体的にそれがずれたということございま
 す。

それから文部共済、公立学校共済につきまして
 は、標準給与という制度が御承知のとおりござい
 ませんので、上限・下限という問題が制度として
 はないわけでございします。

○宮之原貞光君 推定給与というのがあるでしょ
 う、これは何もアップしていないわけですか。

○政府委員(安達健二君) ちよつと、私、いま間違
 った答弁を申し上げました。まことに恐縮でござい
 ます、訂正をさせていただきます。国立公立の場合
 は掛け金の最高限度が十八万五千円でございま
 して、今回その最高限度と合わせておるわけでござ
 いします。

○宮之原貞光君 昨年引き上げたからことしは据
 え置くというのでは、私は理由にならぬと思うの
 です。引き上げないところの理由は財源上の理由

からなのか、あるいは、昨年引き上げたからというならば、これはやはり上限を最高限度押えるということは、最高の人はいし昨年並みに取れないということになるんでしよう、年金の実際の場合には、そうなる、その昨年引き上げたから云々ということでは理由は薄弱じゃないですか。どうなんですか、そこら辺は。

○政府委員(安嶋彌君) 実は、他共済もすべて十八万五千円が最高額になっておりまして、やはりそれとのバランスをとるということも理由の一つでございます。

それからなお、御承知のとおり、この給付は標準報酬を基礎にして算定をされているわけでございますので、上があれば上がっただけ給付はそれだけふえる、上がなければまた給付自体も据え置かれておるということで、掛け金と給付のバランスははかられておるわけでございます。

○宮之原貞光君 それなら、下限を一万八千円から二万六千円に引き上げたというのは、どういうことになりますか。掛け金との関係からすれば、特に私学共済に入っている幼稚園関係の給与の低いところの皆さんには、相当負担がいくということになりませんか。どうですか。

○政府委員(安嶋彌君) 四十六年の十月現在でございますが、一万八千円から二万四千円までの標準給与の該当者は、七・八割、人数にいたしまして一万五千九百六十二名ということになっております。ところが、前回標準給与の引き上げを一万二千円から一万八千円に引き上げたときが四十四年の十一月でございます、このときも引き上げの対象になった者の全組合員に対する割合が七・四割ということでございました。ほぼそういう状態に近くなっておるといふこと、それからこうした人員は、ただいまも申し上げましたように、昨年の十月の状態でございます、実施は本年の十月ということになるわけでございますが、その後の給与の上昇等も推計をいたしますと、この該当人員は約六千人、全体の三割程度になるといふ見込みでございます。この見込みも、前回四

十四年に引き上げました場合のケースと大体同じわけでございます。

それから従来からの考え方といたしまして、この標準給与の下限は、国家公務員の行政職俸給表の(四)の五等級一、これが行(三)の最低の俸給額になっておるわけでございますが、これが四十六年の五月から御承知のとおり二万七千八百円、こうした金額になっております。これに従来からほぼバランスをとって下限を改定するという考え方をとっておりますので、こうした改定を今回行ないたいということでございます。

○宮之原貞光君 後ほど触れたいのですが、いろいろところでバランスをバランスというバランス論が一貫して流れているのですけれども、たとえばいま質問したところの下限を八千円アップするわけでしょう。おそらく、私は、ここらあたりは特に幼稚園関係の皆さんが相当多いのじゃないだろうかと思うのです、実際の場合にはね。そうしますと、給与の面で見ますと、先般の委員会におけるところの片岡委員に対するところの答弁の中では、私立と公立の給与の差が、公立を一〇〇とすれば、私立のほうは五一しかない、半分にしか満たないと、こういう給与のアンバラがあるんだと。こういうような状況の中で下限を八千円引き上げるといふことになりまして、私はやはり相当負担がかかってくると思うのですがね。実際に掛け金はこの結果によってどれだけ上がっていますか、特にその下限の部分に該当する者について。

○政府委員(安嶋彌君) 下限の一万八千円の方が二万六千円になりますと、長期・短期合わせまして月額で五百七十六円の負担の増ということになりまして、ただ、こうした負担の増があるわけでございますが、御承知のとおり、長期給付はすべて標準給与を基本にしておるわけでございますから、掛け金が上がりまして給付はそれにつれて上がるわけでございます。それから短期給付につきましては、これは大部分は標準給与とリンクはいたしておりますが、御承知のとおり、出産費

でございますとか、配偶者出産費、埋葬料、家族埋葬料、傷病手当金、出産手当金、休業手当金、弔慰金、家族弔慰金といったようなものは、標準給与が上がりまして、それに対応して上がるわけでございます。ですから、御指摘のとおり、確かに負担は上がりますけれども、それに対応した見返りがこうした形であるということが一つのプラス面でございます。

それからもう一つは、私ども、これは間接的な効果として、つまりそれをねらったというわけではございませんけれども、間接的な効果として期待をいたします点は、前回も片岡先生から御指摘がございましたように、下限をいづれでもこういう形で据え置いておくということは、むしろマイナスに働く面があるのではないか。下限を引き上げるといふことによって、主として幼稚園教員の給与になるかと思いますが、それが引き上げられるというように間接的な効果もあるのではないかとこのように考えます。したがっていま申し上げた水準全体のこうした動きと合わせながら、適当な時期、間隔を見ながら、こうした形で下限を引き上げていくということも私は妥当な措置ではないかというふうに考えます。

○宮之原貞光君 どうも、そこらあたりが、たとえば財源上の問題で、さきの矢追委員からの質問、あるいはまた前回の秋山委員との質疑の中で、現在の手元にあるところの長期関係の黒字の保育資産の状況にしても、現在の百分の十八でも不安だと、百分の二十までせひとも引き上げなければ将来の見通しは立たぬのだと、こういうことで先ほど来強調されておるわけなんです。これをかりに百分の二十という点にきちんと引き上げて、国からの補助は補助としてやしておいて、なお君らも若干上がるけれども負担をしてくれというならわかるけれども、その面はまだ不十分です、国の措置の面も不安定ですと、こういう形で、こちを上げたならそれは将来の私学関係の給与を引き上げるための呼び水になるのじゃないかとい

うことでは、私はやはり該当者を納得させられぬと思うんですよ。したがって、そういう面では、少なくとも百分の二十というのは絶対によってもらわなければならぬ点じゃないかと思うんです。それをやれと言え、それはバランス云々、この言われながら、片一方の低い給与の皆さんの中では必ずしもバランスがとれておるとは私は思わぬ、負担金の面から見ればね。バランスというのは、ほんとうにバランスがとれたときがバランスがとれたと言わなければならないところの国からの支出の面だけバランスがとれる云々というの、私は、私は真の改善にならないのじゃないだろうか、こう思うんですよ。その点はいかがですか。

○政府委員(安嶋彌君) 国庫補助金の引き上げの点につきましては、大臣からも御答弁申し上げておりますように、私ども最大限の努力をいたしたいということでございます。ただ、共済組合というところの方向で今後大いに努力をいたしたいというところでございまして、ただ、共済組合という制度は、先刻御承知のことでございますが、これは組合員の相互共済、相互扶助ということが基本でございますから、組合員も負担の能力に応じて必要経費を分担するということが大原則であると思っております。したがって、ただいま申し上げましたように、私学の教職員の給与水準も年々上がっておりますので、そうした実態に合わせて下限を無理のない範囲で徐々に上げていくということも、これも実際上必要でございますし、さほど無理なお願いをしておるといふふうには考えておりません。手続といたしましては、これは私学共済における運営審議会その他における御審議も経ておるわけでございます、一応組合員を代表する方々の御了解も得ておるといふふうに理解をいたしております。

○宮之原貞光君 無理である無理でないというところは、これは意見の違いかもしれませんが、あとから申し上げますから、それは留保しながら次の問題に移ります。

なお、給付内容の問題について、短期給付の問題ですが、昨年、掛け金を、赤字相当分の穴埋めとして千分の四、給付内容の改善分として千分の二を引き上げて、従来の千分の七十が千分の七十六になっておるわけですね。そのうち、先般の説明によると、千分の八の約十二億というのは都道府県から補助があったんだと、こういう向きの御答弁があったみたいですが、それ以外の団体から短期給付の財源面に補助というのがあっておるのかないのか。なお、実際このことによつて組合員の負担の率は幾らになっておりますか、それを明らかにしていただきたい。

○政府委員(安嶋彌君) 短期給付につきましては、国、地方団体からの補助は現在ございませぬ。それで、先般も申し上げましたが、千分の七十六というのが昨年十月以降の掛け金率でございしますが、千分の七十六のうち千分の八が都道府県の補助でございします。その分だけ負担を軽減しているわけでございします。したがって、千分の六十八というのが実質的な掛け金率でございします。それを学校法人、組合員で折半をいたしますから、千分の三十四——つまり、通常でございしますれば千分の三十八になるべきところを、都道府県が千分の八持つておりますので、それをそれぞれ学校法人と半分ずつ分担いたしましてそれが三十四になっておる。ただし、これには実は若干の例外がございまして、北海道と福岡県のみにおきましては、府県の千分の八の補助を組合員の負担軽減のみに充てております。しかし、これは、ただいま申し上げましたように、掛け金率のつまり肩がわりでございまして、組合の経理から申しますと、これはプラスマイナス・ゼロという性質のものでございします。

○宮之原貞光君 そうしますと、組合員の負担率は千分の三十八だけれども、実際的には全国的には千分の三十四の負担率だと、こう理解しておっていいんですね。

この問題と直接は関係ないんですが、昨年千分の二を給付内容の改善という名目で上げられてい

ますね。確かに、付加給付の面で若干ついております。その付加給付と国公立関係の付加給付とは、同一なのか、あるいはどのような差があるのか、それを明らかにしてもらいたい、付加給付の内容です。

○政府委員(安嶋彌君) 従来、私学共済におきましては、付加給付が全くなかったわけがございします。その点が私学の関係者の大きな不満であつたわけがございします。先ほど来問題になっておりますように、短期におきまして多額の赤字をかかえておつたような関係から、付加給付ということとまではなかなか踏み切れなかったわけがございしますが、昨年度から、不足金に対応するための掛け金を上げました際に、千分の二分だけあわせて付加給付のための財源を確保いたしました。その結果、家族療養費の付加金、育児手当金付加金、それから埋葬料付加金、この三者を新たに私学共済の付加金といたしまして追加したわけでございします。内容的に公立学校共済との比較でございしますが、公立共済の家族療養費の付加金は家族療養費の百分の四十ということになっておりますが、私学共済の場合は家族療養費から一万円を控除した残りの全額を付加給付とするという扱いにいたしております。それから育児手当金の付加金は、公立共済と同じように一件について二千四百円でございします。それから埋葬料の付加金は、公立共済が四千円でございしますが、私学共済は一万円でございします。しかし、このほかに、公立共済にあって私学共済にない付加金を申しますと、出産費の付加金、配偶者出産費の付加金、家族埋葬料の付加金、傷病手当金の付加金、結婚手当金、災害見舞金付加金、こうしたものが公立共済にあって私学共済にない付加給付でございします。こうした問題につきましては、今後、財源との関連ももちろんあるわけでございしますが、十分検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○宮之原貞光君 これはやっぱり付加給付の問題で国公立関係とだいぶ差があるということとは事実ですね。たとえば、先ほどの局長の答弁によりま

すと、家族療養費の付加金あたりもいろいろな印象を与える答弁があるんですが、実際そうじゃないでしよう。これは、あなた、家族療養費の場合は、公立関係は県支部の独自分を加えて七割前後もありまして、具体的金額で言うと、私学共済の場合は、たとえば三万円かかったと。そうすると、半分の一万五千円のうちの一万円は付加給付で出ましようけれども、五千円はまるまる私学共済で出ましようけれども、公立学校の場合は、二万六千円出て四千円は自分で払うから、千円の差というのはいくらも歴然としてつくわけなんですね、一つの例をあげれば。こういう面から見ましても、付加給付というもののあり方について、もう少し積極的に改善策を立てる必要があるのじゃないかと思ひます。たとえば、先ほどの質問によりまして、四十六年の単年度は黒字で、今後はとんとんになるかもしれない、こういう見通しだということをおっしゃられるのですけれども、付加給付を他の公立学校よりも下げておいた形にしておいてとんとんでは、私は決してほめられたことではないと思ひます。せめてそれを同一にするという努力目標があつてこそ、これはとんとんとすとな胸を張つて言えると思ひます。一体、今後どういうようにしてこの付加給付なら付加給付の問題について改善策というものもお持ちなのかどうか、そこあたりをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(安嶋彌君) 実は、今後付加給付をどういう形で持つていくかということにつきましては、具体的なめどというものはまだ立てておりません。しかし、御案内のとおり、気持ちとしては、国公立との間で格差がないということももちろん理想でございしますから、そうした方向で努力をいたしてまいりたいと思ひます。私学共済の付加給付も実は昨年十月に始まったばかりでございまして、その実態も現段階ではまだ十分正確に把握されておるといふふうにも言えないわけがございしますが、そうした実態の推移、それから今後における財源の見通し、それと掛け金との関係、そういったものを十分考えました上で公立並

みということを目標にいたしまして努力をしてまいりたいというふうに考えます。それから家族療養費の付加金でございしますが、これはケース・バイ・ケースでございまして、損か得かということとはなかなか比較しにくい問題でございしますが、私どもも手持ちの資料では、一件当たりの付加金額は公立共済よりも私学共済のほうがかなり有利になっております。

○宮之原貞光君 たとえば、その面を言うと、三万円療養費がかかったと、こうしますと、公立共済の場合は七割はあるんでしよう、いまの仕組みの中ではね。

○政府委員(安嶋彌君) 四割……。

○宮之原貞光君 四割ですか。だって、あなた、半分は出ていない。あとの一萬五千円に対して七割は出てくるんでしよう。四割ということはないですよ。七割給付になっている。

○政府委員(安嶋彌君) いま宮之原先生がおっしゃいましたそのケースでございしますと、確かに、公立共済の場合は、三万円の療養費の場合は、法定給付として一万五千円が支給されて、残りの一万五千円の四割でございしますから、六千円が付加給付として出る。私学共済の場合は、三万円の療養費の場合に、一万五千円が本来の給付として出まして、残りの一万五千円のうち一万円を控除いたしますから、五千円が付加給付として支給される。したがって、公立共済の場合は付加給付が六千円であるのに、私学共済の場合は五千円だということになるわけですね。が、先ほど申し上げましたように、実はこの私学共済の付加給付の実施状況につきましては、最近の資料を手元に持つておるわけでございしますが、これから申すと、これはまあケースによっていろいろ違うかと思ひますのでございしますが、手元に持つております資料から申しますと、私学共済のほうが有利であるという資料も出ておりますが、この辺のところはさらに資料を精査いたしまして十分検討してまいりたいというふうに考えます。

○宮之原貞光君 まあこれは議論するのはやめま

すけれども、それは、あなた、公立共済の場合には、本部で出すけれども、県がそれにプラスして出しているでしょう、それぞれの支部の中で支部単位のもの。だから、実際は、公立共済のほうで運営の面ではうんとやはり付加給付の面でもいいんですよ。これはひとつ調べておいてください。

ただ、私がここで聞きたいのは、そのことよりも、いずれにしても、付加給付の種類をいろいろなものを見れば、はるかに及ばないことは事実なんです。それをしなくても昨年は千分の二を組合員から負担をさせて取っているだけの話ですからね、全体の中から。したがって、この問題は、先日の委員会でも秋山委員から出されたように、短期給付についても健保の場合と同じように国で若干の補助をすべきだという根拠というものはあくまでも押し通していかなければならぬ。それに對して、先般の答弁は、バランスバランスだと、こういうことで皆さんは答弁されていますけれども、実際に給付の面でアンバラがあつて不公平があるのに、なおまた、一方、国がやるものはバランスだバランスだということで逃げられたのでは、ほんとうの社会保障制度にもならぬし、私学の振興にもならぬと思うのです。そこところは私は少なくとも皆さんは理解されておられると思うのだけれども、それを一方的に大蔵省からバランス論で押しまくられてやむを得ないという引き下がり方は、どうしても納得できない。少なくとも、バランスをとらずというならば、付加給付の面、給付の実際の面におきましても国公立と同じような状態に置いたときに国の補助の面もバランスがあつてしかるべきだというなら、一応はわかるんです、いわゆる私学振興という問題を抜きにすればね。しかし、最低限バランス論に立つならば、それは給付の面もきちんとしておいてバランスはとらしておいてやるべきだと思うのですがね。どうなんですか、それは。大臣からも直接聞きたいのですが、それは理にかなつておる要求でしょう。

○国務大臣(高見三郎君) いまの宮之原さんの御意見は、まことにとてもとてまうであります。この問題は、私は、農林共済時代から、この共済の国庫補助の引き上げに懸命の努力をしてまいりました、今回百分の十八にいたしましたけれども、これはどうしても近い機会に百分の二十にしなければならぬ。国公立とのバランスの問題は、これは解消する努力をすることが当然文部省の仕事であると考えておりますので、今後十分の努力をいたします。

○宮之原貞光君 この点、私は、未加入校で独自の組合管掌保険を持っておられる学校の、先ほど来例をあげましたところの慶応の場合にも、たとえば付加給付の面で普通の私学共済と対比をしてみれば、やはり大きな格差があるんですね。したがって、こういうところを引き上げてバランスをとらしていくということなしに、ただ、おまえたちは入りなさい入りなさいでは、これはいつまでたつてもこの問題の解決は私にはつかないと思うんです。したがって、この面を言えば、アンバラ解消ということが、即、加入促進と申しますか、その意欲を促すことに通ずると思うんですが、その点はどうお考えですか。

○国務大臣(高見三郎君) 全く同感であります。私は、早稲田の総長、慶応の塾長に再三お目にかかりましてこの問題をお話し合ひをいたしました。しかし、このお話を進めていきまします場合に、私は、お入り願ひたいということをお願いしたことはございませぬ。御事情はどうなつておりますかというのを伺つたのであります。早稲田の総長にしまして、慶応の塾長にいたしまして、百分の十八という国庫補助が増額になった時点においてはわれわれのほうは入ったほうが得だという感じを持つようになりまして、この御意見でありました。百分の二十にはここ一兩年のうちに必ずなりますよという話をしたら、その場合にはぜひ入れてもらいたいんだが、いますぐということでは私どものほうでも学内の統一がなかなか容易に得られないということにございまして、いや、得られないものなら何も入つてもらわなくて

もよいんだと。ただ、現に入れてほしいという学校がたくさんありますが、これは別にあなたの方のほうで妨害される筋合いのものじゃございませぬでしょうと言いましたら、それは全然私どももそういうことは考えておりませんから、どうぞ御自由におやりくださいと、こういう御意見でありました。

そこで、いま宮之原先生がお話しになったように、日本の社会福祉政策というものが進んでまいりますれば、進むに従つて、百分の二十を私ども一応のめどといたしておりますけれども、あるいは百分の二十五になる時代が来るでしょう。百分の三十になる時代が来るかもしれない。また、そういう時代をつくりたいものだと思つております。その場合に、私学が独自でやつております組合というものはこの共済のほうではるかには有利であるという御判断に立たれて学校が独自の判断で入りたいとおっしゃるならば、入れられる道を開いてあげたいというのがいま私が考えておる考えでございませぬ。秋山先生にお話しを申し上げたのも、そういう意味で申し上げたのでございませぬ。

○宮之原貞光君 いまの未加入校の問題については、後ほどもう少し質問したいと思ひますけれども、ただ、申し上げておきたいのは、百分の十八を百分の二十にするから一挙に解決するんだというのでは、これは非常に甘過ぎると思ひます。これは年金の面だけでは解決つかないわけですから、短期給付の面というものもあるわけですから、その点だけは申し上げておいて、次の質問に入ります。

共済法の十二条は、運営の問題については、第二項で、組合員側、学校側、あるいは学識経験者を二十一人以内で出さないと、これを文部大臣が委嘱しなさいときちつと出ておる。しかも、ていねいにその第三項には、「一部の者の利益に偏することのないように、相当の注意を払わなければならない。」と、公平なる運営、民主的な運営ということも明確に位置づけておるわけなんです。その点、公立学校共済の定款も、十四条ですが、十六人構成とし、その趣旨がきちんと書いてある。現実にはまたそういう運営がされておると私は見ておるんですがね。したがって、少なくとも、共済制度の運営のあり方については、国公立の場合も私学の場合も精神は同じだと私は理解をしておるんですが、その点、違ひますかどうか、まずお伺ひしたい。

○政府委員(安嶋彌君) 御指摘の点は、基本的な考え方、精神につきましては私は同じだと思ひますが、ただ、ただいま先生が御指摘になりましたように、公立共済あるいは文部共済は二者構成でございませぬ、私学共済は三者構成、そのところが違ひます。先ほど申し上げておりましたように、使用者側とそれから組合員側との両者の経費でこの私学共済が運営されておるということではなくて、都道府県からの補助もあり、私学振興財団からの補助もあるといったような、そういった私学教職員共済組合の特殊性からして三者構成という構成をとつておるわけにございませぬ。

そこで、組合員の意向をどう反映するかということにございませぬが、私ども、組合関係、法人関係の運営委員の推薦につきましては、私学団体の全体を包括する全私連——全私学連合に對しましてその推薦を求めております。この全私学連合は、御承知かと思ひますが、私立大学連盟、私立大学協会、私立大学懇話会、私立短期大学協会、私立中学校高等学校連合会、それから私立小学校連合会及び私立幼稚園連合会の七団体で構成されておるわけにございませぬが、これは必ずしもその

使用者の団体ということではなくて、学校自体も加盟員とする包括的な団体であろうというふうな考えでございまして、この団体に対して推薦を求め、二十八年以来、そうした方法でやっておりますわけでございまして。推薦を求める場合におきましては、特に文部省から、念のために、組合員関係の七人の運営委員の推薦については、組合員を代表するにふさわしい人を選んでもらいたいということとを注意いたして推薦を求めているというふうな状況でございます。したがって、最初に申し上げましたように、文部共済、公立共済等々と私どもは基本的にその考え方において私学共済は差異がないというふうな考えでおります。

○宮之原貞光君 そのない答弁ですけれども、実際はどうなんですか。ほんとうにあなたがおっしゃるように、組合員一人一人、教員団体がみんな参加して、それぞれ発言の場所を適当に与えられるという理解の場所ですか。少なくともそれは経営者団体と強弁されないと思えますけれども、たとえば全国の私立小中学校は、みんな校長さんが構成の実際の権限を握っておられるでしょう。校長さんは経営者じゃないといえはならないかもしれない。しかし、雇われマダムといわれることがあられるけれども、そのことばどおりであることは事実なんです。したがって、少なくともこの精神からいえば、一般の平の教職員の代表もそこに参加をして、行つてものが言える、そういう人がこの運営のメンバーに選ばれてこそ、実が伴うところの運営がされておると思ふんですよ。かつこうだけとれたら、あなた方は、法文上きちんとなつておると、こういうふうな強弁をされるわけですか。少なくとも私は運営審議会のあり方から見れば、たとえば公立学校にいたしましても、教員組合とかそういうものからみんな入れるという規定はもちろんです。しかしながら、実が伴うように運営されておるところに公立学校共済の妙味があるわけでしょう。それと同じ精神であるというならば、そういう実が伴うようなメンバーの出し方があってしかるべきじゃないかと思ひます。これ

を、あなたがおっしゃったように、全私連だけに推薦させるということとは、それは法文のどこにあるんですか。それが推薦団体ともしそうでないとしたら、あなたが一方に偏しないといふれば、たとえば私教——私学教員組合というのがあるわけですから、そこからもある程度推薦者を出させて、皆さんがバランスのとれるように任命し委嘱するということとは私は当然じゃないかと思ひます。どうなんですか。

○政府委員(安嶋彌君) ただいま御指摘のとおり、私も、現に文部共済、公立共済でやっておりますように、いわゆる教員組合の代表の方がこの運営に参加されるということ、公立共済の場合は役員にもなつていらつしやるわけでございまして、そうしたことは、当然なことであり、ごく自然なことであるというふうな考えはいたしますが、ただ、私学共済の場合は、教員組合というものの実体が率直に申しまして必ずしもそこまで整つておるといふふうには実は考えにくいわけでございまして。原則的に私は先生の御意見にももちろん反対ではございませんけれども、実際上の処理というのを考えました場合には、さしあたりと申しますか、当分のところは、従来続けてきた運営の方法でまずはいいいのじやなかろうか。ただ、御指摘のようなお気持ちは、今後人選等につきましては十分反映はしてまいりたいと思ひますけれども、先ほども申し上げましたように、私学団体というものは、私学全体の、つまり教員も含めて私学全体の振興をはかることを趣旨とする団体でございまして、もちろんそれは法的な根拠はございませぬ、実際上の慣行でございまして、そうした慣行を続けていっていいのではないかというふうな考えです。

○宮之原貞光君 それは、おかしいですよ。強弁にもひといひですよ。教員組合の実体なんか云々したつて、教員組合は厳然としてあるじゃないですか。たとえば日教組の中にも私学部というのが相当数組織されておるわけですよ。そういう実体があるのに、それを過小評価してそれは全然考慮に入れない。一体、この法の精神からいえば、全くおかしいじゃないですか。どこにも全私連から入れないというところは書いてない。実際の運営が、全国私立学校連合なるものの運営が一般の平教員もまじつて運営されているならそれも一つのあれでしょう。しかし、実体はそうではないでしょう。経営者といわれ、雇われマダムといわれている校長さんの運営でしよう。そういうものの実体はさておいて、法の精神からそぐわないと言つたつて、少なくとも十二条の第三項に規定するところの問題については、私は文部大臣は怠慢だと言わざるを得ない。そう言われたつて、これはもうのがれようがないと思ふのです。問題は、実際にやつておるかどうかというところは、実際にやつておるかどうかなんです。形式が整つておるかどうかということでは法文上やりさえすればいいとお考えですか。そうじゃないでしよう。それだからこそ、公立共済のほうも、いくら教員組合の団体があるうとも、その教員組合の団体にも若干振り割つて話し合いの中から複数のものを推薦させて、皆さんが委嘱しているのではありませんか。そういうやり方に改めない限り、ほんとうの民主的な運営のあり方という方向に行かないと思ふのです。その点私はもう一度あらためて文部大臣のお考えを聞きたいと思ひます。

○国務大臣(高見三郎君) 私学共済の場合、それはなるほど日教組の中に私学の部会のあることも承知をいたしております。が、私学の教員の全員を代表する一つの組織体であると言つてはやや欠けておるといふのがいま管理局長がお答えをしたことだと思ひますが、私は、宮之原君の言われるとおり、使用者の側から代表を出すというのなら、使用者の側から代表を出すというたてまえをとるべきであると思ひますけれども、これは御承知のように十八年間の慣行があるのでありまして、その間にいままでも非常な不都合があつたとは思ひます。しかし、いまあなたがお話しになりました点につきましては、これは私は今後問題として十分検討に値する問題として御意見を拝聴いたしておきます。

○宮之原貞光君 いままでも不都合がなかったから今後それでいいということにはならない。不都合といつて、一般の組合の中に非常な不満があるんですよ、実際に平教員の中には、それをのほせていくところの場所がないんですよ、反映させていく手だてが。たとえば、さきさき管理局長は、例の下限の問題で、全国私立学校連合の中から了解を得たというお話があつたけれども、それは、あなた、校長さんや経営者だけで理事会がつくられておるところの皆さんですから、それは異議があるうはすがないんですよ。しかしながら、実際の薄給にあるところの皆さんの中にやはりいろいろな問題点があるんですよ。自分たちも組合員でしよう。それなら、組合員としての不満のいろいろなものも届くようにしていくのがしかるべきでしよう。いままでも不都合がなかったからと。それは、なるほど、刑事上のいろいろな責任はなかったかもしれない。しかし、いろいろな不満というものはうっせきしておるんですよ。ほんとうに私学共済というものを民主的に運営しようとするならば、私はこういう機会にこそ文部省は積極的にその趣旨に沿つたところの指導をします、考えますと、こういう答弁があつてしかるべきじゃないかと思ふのですけれども、どうなんですか。ただ意見として承つておくというだけでは私は合点がいかぬのです、この問題は。

○国務大臣(高見三郎君) 私は、御意見として拝聴しておきますと申します限りにおいては、この問題を前向きに検討いたしますという意味でお答えしたつもりでございます。

○宮之原貞光君 大臣の答弁は、よく前向きにとつて、まあしかし佐藤内閣も終わらだといわれとしておかなきゃならぬと思ひます。

それで、いま参考人として来ておられるところの私学共済の経営者の皆さんがこの運営のあり方について私の質問に対してどうお感じになつておるか、その辺もあわせてお聞かせをいただきたい

と思います。

○参考人(三浦勇助君) お答え申し上げます。

まず、ただいまの運営審議会の構成から申し上げたいと存じます。これは、定款にうたわれておりますように、二十一名からの構成でございます。いわば平教員の方七名、それから理事長、委員長といった経営者の方七名、それからいわゆる学識経験者として、私学共済運営の経験にかんがみましてのそれぞれの知識経験をお持ちであった方七名、こういう方々によって運営されてまいっております。文部大臣命令でございまして、それまでの経緯は、先ほど大臣、管理局長から申し述べられたとおりでございますが、私も実際理事長を補佐して運営の実態を見きわめてまいります。また、段階では、ただいま宮之原先生が御懸念なさっておりますような形で平教員の方々の意見というものは十分代表しておられるように受け取っております。したがって、目下のところ、この運営面におきましては、それほど支障、そのないようには理解しております。

以上でございます。

○宮之原貞光君 それは、あなたは当事者だから、当事者が言うのは当然でしょうけれども、それは形だけ平という名前がつけばいいと私は言っておるのじゃないんです。少なくとも経営者とかあるいは管理者という立場を離れて、自分自身實際身をもって組合員になっておられる人々の意見を結集しているという団体からも推薦をさせて、その中で委嘱をしてやっていくということが運営されてこそ、法で言うところの民主的な運営ができると思うんです。それを、ただ形を整えて、平からやっておるからみんなそういうことにはありませんというの、私は納得いかないんです。

す。現実に私が前に所属しておりましたところの教職員組合、そこに私学関係が十七、八万前後集まっておるのだけれども、そういう皆さんの中から非常な不満が出ておるんです、この問題については、一体、そういう現実にあるところの団体

というのは、先ほどの大臣答弁もそうだけれども、局長も、何か私学関係の組合は小さいからと、そういうものの方で、私はほんとうの運営というのとはできないと思うんですよ。少なくとも、私がここで言いたいことは、ほんとうの運営委員というものを委嘱する限りにおいては、そういう立場を十分考慮した者を皆さんが委嘱をする、それでやってこそ、私はほんとうに明るい運営というものができていくと思うんです。現に、公立学校共済の場合は、以前はそうではなかったでしょう。それが例の法改正の過程の中できちんと教がそろい、具体的に出来た、法文上はいいけれども、運営の妙味があるから、たとえば日教組と文部省というのはいがみ合うけれども、事公立共済の問題については、事前によく話をすることから、いわゆる組合員と実際の管理の立場であるところの文部省との間の摩擦というものは全然ないでしょう。そういうものがあつてこそ、私は、はじめて運営審議会の妙味というものを発揮できると思うんですよ。そういうものを法のいうところの精神だと思ふのです。

私は、重ねて強調し、また皆さんのお考えを聞きたいのは、そういう前例もあるし、実際の経験から考えて、運営審議会というものを積極的に前に向きに文部省が——最終的に委嘱するのはあなた方なんだから、そういうことを考慮してもらいたいと思ひますが、どうなんでしょうか、それは。

○政府委員(安嶋彌君) 基本的な考え方につきましては、宮之原先生のおっしゃるとおりだと思います。私も同感でございます。具体的な処理につきましては、ただいま文部大臣から御答弁申し上げましたように、前向きに検討するというところでございます。私も事務当局も、そうした方向で検討してまいりたいというふうに考えます。

○宮之原貞光君 次に移りますが、いま一つ運営の問題で申し上げておきたいのは、個々の組合員の資格問題です。私学共済法の十四条から見ますと、組合員の資格の取得あるいは資格の喪失というこの判断の権限というのはどこにあるかわかり

ませんけれども、おそらく学校法人の理事会からの申請によって加入を認めたり資格の喪失があるという形で運営されているのじゃないだろうかと思う。その場合に私が問題にしたいのは、私学の場合には学園紛争がわりに多い。しかも、最近になると、ベビーブームが過ぎたからといって、高等学校、中学校の場合は、学校閉鎖、あるいは定員の縮減、縮小という問題等が起きてきておる。その中で、よく経営者側が一方的に縮減をし、そのことによって資格を剥奪されてくるという例が相当あるわけなんです。その場合に、それに対して、いわゆる誠意されたところの人が地裁や地労委あるいは地裁に提訴をする。そういう地裁や地労委の段階で不当労働行為とか解雇権の乱用ということが認められた場合、そうして、しかも、地位保全が確定した、給与が現実支給されておる、復元したという例が相当ある。そういう場合にもかかわらず、共済組合の組合員の資格はいつまでたってももとに戻らないという例が少なくないんです。その点はどうお考えになりますか。

○政府委員(安嶋彌君) 私学の場合は、国公立と違ひまして、任用関係が必ずしもきちんといっていないという実態があるわけでございまして、そうしたきちんとして任用関係がきちんといっていないところから、いろいろ身分関係について紛議があるわけでございまして、さらに、それに組合活動等の問題がからみまして、いろいろなケースがあるようにございまして、そうした組合員の資格に伴う問題につきましては、四十三年以来、私学共済組合の審査会というものが設けられておまして、これは九人の委員をもって構成されております。法人側三人、組合員側三人、学識経験者三人という構成でございます。従来この審査会で審議されましてもいろいろございまして、資格に関するものが六件、短期給付の内容に関するものが十件、長期給付の内容に関するものが七件、貸し付けに関するものが一件ということでございまして、この審査会で御指摘のような問題が組合員の資格に関する限りは審議され結論が出ておるわけ

でございますが、具体的な問題の扱いにつきましては参考人のほうからお答えいただくことにしてはいたしませんでしょうか。

○参考人(三浦勇助君) ただいま御指摘の件でございますが、審査会におきましては、この構成された委員で、しかも、きびしい制約がございまして、議事を運営する段階におきましては、学校法人を代表する委員、組合員を代表する委員及び公益を代表する委員各一人を含む過半数の者が出席しなければ、会議を開き、及び議事を決することができない、こういうようなきびしい制約のもとで審査をいたしました結果といたしまして、もし組合員の方々が正当であるという形の結論が出ますれば、すべて原職に復帰しております。

以上でございます。

○宮之原貞光君 いまの御答弁は、審査会でそれがパスするならば、そういうものは無条件に復帰していただきます、こういうことですか。

○参考人(三浦勇助君) 届け出がありますれば、すべて復帰しております。

○宮之原貞光君 こういう意味ですか。たとえば、紛争が起きて地裁とかあるいは地労委の判定があつて、しかも地位保全が確定をして給与が支給されるようになったら、無条件に組合員に復活するのだと、これはもう審査会の審議により無条件にパスするのだ、こういうふうには理解してよろしうございませうか。それがあまりにも学校法人のほうから申請がないために、握りつぶされていくという例が多過ぎるんですよ。それで私はあなたにお尋ねするわけです。そうなった場合に、無条件にあなたは入れてくれるのですか、そこだけはっきりしてくれればいいんです。

○参考人(三浦勇助君) 届け出がありますれば、無条件で復帰しております。

○宮之原貞光君 届け出というのは、学校法人側から届け出るという意味でしょう。それとも、本人からいま申し上げましたところの客観的なものをつけて届け出があったという場合ですか。

○参考人(三浦勇助君) すべて組合員の加入は学

校法人を通してありますので、その場合も学校法人を通して届け出のあった場合でございます。○宮之原貞光君 その学校法人がなかなか届け出てくれないんです。サポーターにするんですよ。そこに私が質問したところのポイントがあるんですよ。形式的には学校法人が届け出なきゃならないことになっているけれども、事実問題としてい

わゆる地位保全が確定をし給うと復活しているという事態であるにもかかわらず、学校法人側がその人を届け出ない、いつまでたっても。そのために、その人が宙に迷っているという例が相当あるんですよ。そこで、私が先ほど来質問していることは、そういうことのないように、少なくとも客観的に地裁とかあるいは地裁委というもので出て、学校側がそれを認めて給与を支給しているという

以上は、法人側が云々というあれを得なくても、自動的に認めるような指導を私は文部省がするべきだと思ふのです。どうなんですか、その点は。○参考人(三浦勇助君) ただいまのところ、各学校の運営はやはり学校法人の主体性を認めるを得ないわけでございます。しかし、そういう事態がありまして場合には、私学共済といましては、学校法人責任者を呼びましてできるだけ届け出をするように懇請の努力はしております。

○宮之原貞光君 少なくともここに書いてありますところの「(組合員)」の十四条の資格関係からいえば、私はやはり無条件で認められなきゃならぬ性格だと思ふのです。それを、おたくのほうは、学校法人側の届け出るのがたてまえです。その学校法人が先ほどから申し上げるように届け出をサポーターにするものだから、一カ月も二カ月も三カ月もおくらされて、実害は組合員がこう

わっているという例は少なくないんです。それならば、こういう例等は、直ちに直訴に及んだ場合は、皆さんが学校法人等を指導してすぐ入らせるような処置をされますかされませんか、その点をお聞きしたい。

○参考人(三浦勇助君) 努力いたすつもりでございます。

○宮之原貞光君 それでは、その点は、この法が示すとおりにやっていたかどうかということですから、これ以上は申し上げません。

もう一つお聞きしておきたいことがあるんですが、実は講師の問題なんです。御承知のように、私学の場合、特に小中学校の場合は、講師という名目で先生方が勤務しておられるのが相当多いのです。しかし、私は、この講師というものは、普通常識的な講師であるならば、これは十

四条に言うところのものに該当しないのじゃないだろうかという点はよくわかる。しかしながら、名前は講師でも、いうならばその私学の学校運営の経営方針やいろいろなところから、名前は講師であつても、実質専任教員同様の勤務を、ホーム

ルームの担当から、あるいは一人で二十時間三十分間も担当しておられるという講師名目の教諭が少なくないんです。そういう中には、七年も八年も事実常勤と変わらぬように勤務をしながら、講師という名前のもとに、君は組合員に入るところの資格がないと除外されているところの例が相当あるんですが、これも、機械的に、これは十四条に当てはまらないと、頭からおまえは組合員じゃないと否定しなければならぬのですか。そういう場合

の実際の扱いはどうお考えになりますか、局長。○政府委員(安嶋彌君) 第十四条の規定の適用でございますが、これはやはり勤務の実態からして判断すべきものだと思ふので、その実態がどういふことであるか、その辺のところを判断のつかれ目かと思ふます。具体的には共済組合自体でそこら辺の判断はされるわけでございますが、講師と申しまして、御指摘のようなケースがあると思ふます。現に常勤の講師というものはあるわけでございますから、そうしたものは私は組合員になつてしまふべきだと思ふますが、ただ、その勤務の実態をどういふふうにかまえてどう判断するかという問題が場合によればあるかと思ふますが、たてまえとしては先生おっしゃるとおりだと思ふます。具体的な判断は、共済組合自体で行な

われておるわけでございます。

○宮之原貞光君 ですから、私は具体的にお聞きしたんです。講師にもピンからキリまであるから、名前は講師だけれども、実質はホームルームから一週二十時間とか何十時間という専任教員と同じような勤務をしている。それでありながら、講師であるがゆえに、おまえは組合員でない、とあるいは七、八年同じような形が続いても、なお共済組合の中には入れてもらえないという例がこれまたあるんですよ。そういう場合は、いま局長が勤務の実態によつてそれは判断すべきだと、こ

う御答弁があったが、私もそうだろうと思ふんです。その点は、やはりそういう運営をされておりますかどうか。これまた学校の側から申請がなければだめですか。

○参考人(三浦勇助君) やはり原則として学校法人からの申請が必要でございますが、私どもの現在の処理の姿勢は、名称にこだわらない、常勤であり、専任であるということでありましたら、すべて組合員としての措置を講じております。

○宮之原貞光君 それなら、名称にこだわらないで、先ほど管理局長から答弁があったように、勤務の実態が実質専任の教員と変わらないような形であれば、自分たちとしてはそれを認めていくという方針だと理解してよろしゅうございませう。

○参考人(三浦勇助君) 宮之原先生のおっしゃるとおりでございます。

○宮之原貞光君 もう一つ運営の面でお尋ねしたいのですが、これは共済施設の運営の問題ですが、昨年の初めでございましたが、愛知会館の問題というのが問題になりました。だいたい県議会ですら問題になってたかたかたうでござい

ますが、その点はどういう反省をされていらつたのでしょうか。まず、文部省に、その愛知会館事件なるものを御存じかどうか、お伺いしたい。

○政府委員(安嶋彌君) 実は、あまり詳しく聞いておりませんが、問題があったというところは承知をいたしております。一般的な指導といたしましては、福祉施設というものはこれは組合員の福祉のために設けられるものでございますから、その

目的に従つて当然運営されるべきものでございまして、いわゆる独立採算というようにことが行き過ぎましていろいろ問題を起すようなことがないようになつていくことの注意はいたしておりますが、愛知会館における具体的な問題の詳細につきましては、十分承知をいたしております。

○宮之原貞光君 とにかく、これは、私学共済側も県会でもだいたいあやまつておることですから、運営が私学共済の本旨からもつた運営を當時はやつておつたということはない。

私は、私学共済の実際の運営の問題について、いま三点ぐらいの立場から問題を指摘したのですが、運営の民主的なあり方、ほんとうに運営が公平に運営されておるかどうかという問題がひつかつてくるというのはこのことなんです。当事者はスムーズに何でもいふような形で運営されているとおっしゃいましたけれども、現実の問題として、組合員の資格の問題、あるいは紛争があつた場合の後ほどのそういう問題、あるいは会館の問題、こういう点の具体的な問題からいつても、少なくとも私は公立共済みたいな一点非の打ちどころがないと言つと大げさだけれども、そういうみんなの合意を得て運営されておるかどうかという

ことは問題だと思ふんです。だから、先ほどの人の問題に戻りますけれども、運営の運び方というものを、ただ従来の全国私立学校連合からだけの任命であるから無条件に認めますと、こういうのでは私は困ると思ふんです。この点は、私がいまあげたところの事例から見ても問題があるという点は文部当局もおわかりだろうと思ふます。ぜひとも、ひとつ、もとに戻りますけれども、今後の運営の任命という問題については、ほんとうに実質前向きな方向で検討してもらいたい。これがされない限り、毎年私学共済が掛け金の問題で審議になりますから、これは私は認めるにしても、

今後はこれは認めないというかつこうでやらざるを得ないと思ふ。肝心かなめのこの問題というものをみんなの納得のいくようにしていくべきである、そういう点をもう一回念のために申し上げて

目的に従つて当然運営されるべきものでございまして、いわゆる独立採算というようにことが行き過ぎましていろいろ問題を起すようなことがないようになつていくことの注意はいたしておりますが、愛知会館における具体的な問題の詳細につきましては、十分承知をいたしております。

○宮之原貞光君 とにかく、これは、私学共済側も県会でもだいたいあやまつておることですから、運営が私学共済の本旨からもつた運営を當時はやつておつたということはない。

私は、私学共済の実際の運営の問題について、いま三点ぐらいの立場から問題を指摘したのですが、運営の民主的なあり方、ほんとうに運営が公平に運営されておるかどうかという問題がひつかつてくるというのはこのことなんです。当事者はスムーズに何でもいふような形で運営されているとおっしゃいましたけれども、現実の問題として、組合員の資格の問題、あるいは紛争があつた場合の後ほどのそういう問題、あるいは会館の問題、こういう点の具体的な問題からいつても、少なくとも私は公立共済みたいな一点非の打ちどころがないと言つと大げさだけれども、そういうみんなの合意を得て運営されておるかどうかという

ことは問題だと思ふんです。だから、先ほどの人の問題に戻りますけれども、運営の運び方というものを、ただ従来の全国私立学校連合からだけの任命であるから無条件に認めますと、こういうのでは私は困ると思ふんです。この点は、私がいまあげたところの事例から見ても問題があるという点は文部当局もおわかりだろうと思ふます。ぜひとも、ひとつ、もとに戻りますけれども、今後の運営の任命という問題については、ほんとうに実質前向きな方向で検討してもらいたい。これがされない限り、毎年私学共済が掛け金の問題で審議になりますから、これは私は認めるにしても、

今後はこれは認めないというかつこうでやらざるを得ないと思ふ。肝心かなめのこの問題というものをみんなの納得のいくようにしていくべきである、そういう点をもう一回念のために申し上げて

目的に従つて当然運営されるべきものでございまして、いわゆる独立採算というようにことが行き過ぎましていろいろ問題を起すようなことがないようになつていくことの注意はいたしておりますが、愛知会館における具体的な問題の詳細につきましては、十分承知をいたしております。

○宮之原貞光君 とにかく、これは、私学共済側も県会でもだいたいあやまつておることですから、運営が私学共済の本旨からもつた運営を當時はやつておつたということはない。

私は、私学共済の実際の運営の問題について、いま三点ぐらいの立場から問題を指摘したのですが、運営の民主的なあり方、ほんとうに運営が公平に運営されておるかどうかという問題がひつかつてくるというのはこのことなんです。当事者はスムーズに何でもいふような形で運営されているとおっしゃいましたけれども、現実の問題として、組合員の資格の問題、あるいは紛争があつた場合の後ほどのそういう問題、あるいは会館の問題、こういう点の具体的な問題からいつても、少なくとも私は公立共済みたいな一点非の打ちどころがないと言つと大げさだけれども、そういうみんなの合意を得て運営されておるかどうかという

ことは問題だと思ふんです。だから、先ほどの人の問題に戻りますけれども、運営の運び方というものを、ただ従来の全国私立学校連合からだけの任命であるから無条件に認めますと、こういうのでは私は困ると思ふんです。この点は、私がいまあげたところの事例から見ても問題があるという点は文部当局もおわかりだろうと思ふます。ぜひとも、ひとつ、もとに戻りますけれども、今後の運営の任命という問題については、ほんとうに実質前向きな方向で検討してもらいたい。これがされない限り、毎年私学共済が掛け金の問題で審議になりますから、これは私は認めるにしても、

今後はこれは認めないというかつこうでやらざるを得ないと思ふ。肝心かなめのこの問題というものをみんなの納得のいくようにしていくべきである、そういう点をもう一回念のために申し上げて

なお、時間もございませんで、一、二申し上げておきたいと思いますが、それは先ほど触れたところの未加入校の問題ですけれども、現在未加入校は幾つあるのですか。

○政府委員(安嶋彌君) 短期・長期ともに私学共済に入っていない学校が百十五校、それから長期は入っておりますが短期だけ入っていない学校が三十六校、それから短期は入っておりますが長期は入っていない学校が二十校、計百七十一校でございます。それからこれを職員の数にして申し上げますと、短期・長期ともに入っていない人員が約三万人、それから長期は入っておるが短期は入っていないという人員は約四千五百人、それから短期は入っておるが長期は入っていないという人員が約六百五十人で、計約三万六千人の組合員が、組合員と申しますか、職員が入っていないという事になっております。

○宮之原貞光君　いま、私の手元に、私学共済加入促進協議会というところから、ぜひとも今度の法改正の中に入れてもらいたいという陳情書があるんですがね。この陳情書を見ましても、その学校には百七十二校が入っておるのですね。おそろはこれは、希望しないところの早稲田とか慶応く、これは、希望しないところの早稲田とか慶応で、そういう点から見れば、この数字は百七十一校というのはまだ上回るのじゃないだろうかと思ふのですがね、この陳情書が正しければですよ。少なくとも、陳情書は、外百六十一校と書いて百七十二校の陳情書があがってきておるわけですかというけれども、これだけ多くの学校がこの法律によって疎外されておる。入りたくても入れないというところにやはり政府としても責任を感じてというならなければ困ると思うんです。先ほど来、いろいろ厚生省のものの考え方も問題があったわけですが、私どもから言わせれば、端的に言えば各官庁のなわ張り争いとしか思えないんですね。もう解決済みだと、まるで厚生省あたりではこの私

学共済にいままでの者が入れれば自分のところのな
わ張りが侵されるみたいな気持ちを持っているの
じゃないだろうかとさえ思われる。したがって、
こういうものを、単に厚生省と文部省との間の話
ということじゃなくて、むしろ政府全体の施策と
して一体どうするのかという、より高度な立場か
らこの問題を解決しなければ、いつまでも文部省
と厚生省でこの問題を解決しないかということでは
解決がつかない問題だと思ふのですが、どうで
すか、大臣、そこあたりは。

○國務大臣(高見三郎君) この問題は、お話しのように、政府全体の問題であることは、言うまでもございません。しかし、実は、昭和四十二、三年ごろであります。が、全私学を加入させますというところで百分の十六になりました際に、私学の側から入らないといつてがんばられた多くの学校があつたのであります。実は、当時の文部大臣は、厚生大臣に非常なうそをついたといふことがうなりまして、まことに困つたことがあるのであります。その連中が、今日になって入れてくれといふ話を持つてきているのが相当多数でございます。これは名前を申し上げることはばかりますけれども、そういう事例もございます。と申します。そののは、私学共済に入るほうが学校の教職員組合より是有利だといふ判断に立つて、将来また有利になるといふ判断に立つて、そういう申し出をするようになります。いまお話しした百七十何校といふものは、確かにあると私は思います。その中で、入りたくないといふのは、約三割ぐらいのもので、入りたいといふなら入れてやたらいいいたいたい。入りたいといふのが私の考え方です。したがいません。で、ごく内輪な話でありますけれども、内々の意見交換はいたしております。必ず目鼻をつけてお目にかけますが、それにいたします。でも、全校加入といふことはなかなか容易でないといふことは、あらかじめ御承知を願いたいと思つじます。

○宮之原貞光君 私も、それは、私学共済の發足

の経緯の中で、それらの私学関係ですでに共済関係を発足させている中では、行く先不安なものがあつたからちゅうちょしたところの学校が相当あつたということは、知っています。しかし、また、いま、おまえたちはあのときにノーと言つたじゃないかというふうに責めつけるのは、妥当じゃないと思う。それは、やはり、努力の結果、次々に私学共済というものの基礎が固まり、しかも政府が次々に国庫補助のほうを見ていくという形で改善をされてきておるから、それぞれの独立したところの組合員も、これならば同じじゃないか、入ろうじゃないかと、こう来ておるわけですか。

ら、そこから辺の変化というもの、あのときおまへたちは入らぬと言つたじゃないか、それがけしからぬからと言つたつて解決しない。だから、そういう点はさらさら文部当局も考へておられないでしようけれども、私はやはり積極的にこの問題を進めてもらいたい。もちろん、これは、強制的に加入させていく筋合いじゃないと思う。いままでのものについては、それは限界があるということとも承知しています。しかし、このことと同時に、先ほどもちょっと触れましたように、加入しやすというような、加入できるような条件をつくつていくということが日常の中で行なわれなければ、私はこれは単に百分の十八が百分の二十になつたからということだけでは解決つかない問題だと思ふのです。たとえば、私の手元にいま慶応なり早稲田の健保組合の實際の一覧表がありますけれど、条件がやはりいいんですね。たとえば掛け金の問題で申しますと、早稲田のほうは千分の十

七です、本人負担は。慶応が千分の二十。そして、いまの私学共済の場合は、これは先ほどの答弁で千分の三十八が三十四になるにしても、大きな開きがありますね。あるいは、給与の面でも、標準給与では早稲田の七万八千二百二十八円、慶応六万七千八百十八円と、私学の手元の資料にあてますところの五万七千四百七十七円では、たいへんな差がある。この辺にも運営のいろいろな問題が出て

あるいは、それ以外に、早稲田、慶応もまた学内年金という独自のものを持っている。こういうふうにして見てきますと、給付水準の短期のもの引き上げということも、あるいは付加給付という面についても、積極的な改善をして、先ほど来私が申し上げるように、国公立の学校並みまではやはり皆さんが努力をして持っていく、そういうことを並行して行なわれない限り、この問題の抜本的な解決は私にはつかないと思うのです。ですから、厚生省との交渉もさることながら、この給付面の改善ということはきわめて重大な課題になると思うのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(安嶋鶴君) 基本的には、先生おっしゃるとおりだと思います。したがって、そういう方向で今後努力をしてまいりたいというふうに考えますが、ただ、先ほども申し上げておりますように、財源の問題がございまして、そうしました給付を新たに起こすということになりますと、その財源が必要だ。掛け金を上げなければならぬ。掛け金を上げれば、学校法人と組合員で折半負担ということが原則的に行なわれるわけでございます。それとは別個に国庫補助という問題もあるわけでございますが、共済組合というものの大筋から申しますとそういうことになるわけでございまして、そこで、組合員の負担の能力の限界、あるいはその学校法人の経営状態からする負担能力の限界の問題等を十分検討いたしました上で前向きに対処してまいりたいというふうに考えております。基本的には、おっしゃるとおりだと思います。

○宮之原貞光君　だから、先ほど衆主張したように、単に百分の二十にしたからといってこの問題は解決する問題じゃない。ですから、秋山委員長指摘をしておつたように、短期給付の面にも――健保だつて国がやつてゐるんだから、實際は。それにも国の補助が行くように前向きな姿勢をしなれば、短期給付のものはそれは組合員や学校みんな負担させるといふことじゃ、私は解決は

かないと思うんです。だから、これは、長期のだけじゃなくて、短期の面についても国の補助を取って、できるだけ組合員の負担があまり増にならないように、そういう立場を貫きながらぜひともやっていただきたい。おそらくまた来年もこの法案が出てくるでしょうけれども、来年のときには、努力しましたけれどもだめでしたというような形にならぬように、ぜひともその面は実現してもらいたい。

最後に、一つだけ質問しておきますが、それは沖縄の私学共済の問題です。今回、復帰にあたっては、四十六年以降、言うならば沖縄共済が発足した以降、これは全面的に一〇〇％勤務年数も引き継がれておる。しかしながら、私学共済が発足したところの二十九年の一月一日から沖縄共済が発足するまでの間で、その間は、私が聞くところによると、勤務年数は五〇％しか計算をされてないというふうに聞いたんですが、そうですか。それとも、一〇〇％ですか。そこあたりを明確にしてください。

○政府委員（安嶋彌君） 沖縄の共済組合から本土の共済組合の引き継ぎの問題でございしますが、沖縄の私学共済組合は、御承知のとおり、昨年の十月一日に発足をいたしております。制度の内容は、本土の私学共済と全く同じでございます。したがって、四十六年の十月一日以後の期間につきましては、一〇〇％その期間を通算をするという措置を講じておることは、これは当然なことかと思ひます。

それから四十六年の九月三十日以前、四十五年の一月一日以後の期間でございしますが、これは沖縄における厚生年金法の適用を受けておった時期でございます。この期間につきましては、旧法ルール、つまり、二十年未満は一年について六十分の一、二十年をこえる場合は一年について九十分の一という旧法の率に對しまして二割減額調整をするという形でこの過去期間を通算いたしております。これは、本土のと申しますか、四十六年の十月一日以後の共済組合の長期——ただいまの場

合は長期のことを申し上げておるわけでございしますが、長期の掛け金と沖縄の厚生年金の長期の掛け金の間に格差がございまして、つまり、簡単に申しますれば、その掛け金が安かった分だけ減額し調整をしておるということでございます。

それから本土で私学共済が発足をいたしました二十九年の一月一日以後四十四年の十二月三十一日までの間につきましては、四十五年の一月一日の沖縄の厚生年金制度施行の期間に引き続く期間につきましては、いわゆる控除期間といたしまして旧法ルールに對しまして百分の四十五の減額調整をいたしております。それから四十五年の一月一日に引き続く期間につきましては、資格期間という扱いをいたしております。

ただいま申し上げましたような扱いをいたしておるわけでございしますが、御承知のとおり、共済組合というのは、掛け金を負担した場合にその期間について給付が行なわれるというのが大原則でございます。したがって、沖縄の場合でござい

ますと、二十九年の一月一日から四十五年の十二月三十一日までの間は、これは掛け金が全く納付されてないわけでございますから、本土の私学共済制度その他の——またここでバランスを申し上げて恐縮でございますが——例からいいますと、掛け金を納めていなかった期間は組合員期間に算入しないということが大原則でございますが、しかし、沖縄の場合は、御承知のとおり、非常に特殊なケースでございますので、ただいま申し上げましたように、掛け金を本人も学校法人も全く負担していないわけでございますが、引き続き期間につきましては、つまり、二十年までの期間について申しますと、旧法のルールで申し上げますと一年について六十分の一でございますが、それを百分の四十五減額をいたしまして百二十分の一・一、それから二十年をこえる期間につきましては九十分の一を百分の四十五減額調整をいたしまして百八十分の一・一、こういう計算にいたしましたわけであります。

まあ、繰り返しになりますが、本土の場合でござい

ますと、こうした期間は全くゼロでございますが、沖縄の特殊事情にかんがみて百分の五十五は認められておることでございます。

○宮之原眞光君 本土だったらゼロだけれどもいろいろ配慮して百分の五十五にしたという話なんですから、沖縄の私学関係の先生が共済制度は要らないといつて初めからやらないのならわかりますよ。しかし、これは、異民族支配下において、アメリカの当時の占領政策のもとからこういうことが来ておるわけなんです。自分たちが好んでそういうことをやったわけじゃなくて、そうさせられたわけなんです。つまり、よく昨年沖縄復帰ということが明らかになったからやめたということですから、少なくとも政府の皆さんのおっしゃる本土並みとが、あたかも心で沖縄の皆さんを迎えようという政治的配慮をするとするならば、私は百分の五十五では困ると思う。少なくともこれについては特殊な事情としてこの点は政府が誠意があるならば国会に出したって、国会の皆さんもこのことは了解して財源措置の面についても協力したであらうと思うんです。したがって、この問題は、今後私は問題としてぜひとも一回検討してもらいたいと思ふんです。それから数として、そう多くの数じゃないでしょう、私学ですからね。いままで質問の中であつたところの大臣の言う私学振興ということとを考えるとすれば、そういう恵まれない条件にあつたところの人々にも手を差し伸べていく、そういう面についてはほんとうの意味でバランスをとらうように本土並みにしてやるというのが私は政治の要諦だと思ふんです。したがって、その点は、私は文部省でも今後の問題として一回検討してもらいたいと思ふんですが、どんなものでしょう、大臣。——大臣から聞きたいんだ。

○政府委員（安嶋彌君） 一応私から……。沖縄の特殊な事情に對する理解につきましては、全く先生のおっしゃるとおりでございます。本土の私学共済とのバランスの問題、それから沖縄における

公立学校共済職員の中の吏員相当職以外の者との扱いのバランスの問題、その他一般行政職についてもおそろくそういう問題があるかと思ひますが、そうした問題を考えますと、なかなかむずかしい問題だと思ひます。国公立につきましては恩給公務員期間というものも全面通算されておるし、それが非常に特殊な扱い——特殊な申しますか、有利な扱いになっております。公立学校の助教諭、非常勤講師等につきましては、ケースは比較的少ないかと思ひますが、しかし、筋道からいいますと、そうした少ない者の扱いと、それから同様のただいまのケースとのバランスという問題は、やはりかなり大きな問題として考えなければならぬ非常にむずかしい課題であらうと思ひます。が、しかし、先生の御指摘でございますので、今後とも何かいい方法はないか検討いたしますけれども、事柄がなかなかむずかしい課題だということだけは申し上げておきたいと思ひます。

○宮之原眞光君 現行ではむずかしいということば承知してあります。現行法でできるのだたら、これは文部省自体もやられたであらうと思ふ、指摘されるまでもなく。しかし、沖縄復帰に伴うところのいろいろの施策の全体を見ても、特別立法でいろいろの手だてをしているでしょうが、たとえばはかの農林や建設のいろいろなものを見てもらなさい。たとえば建設あたりは、道路法にもないものを拡大解釈して、みんな国道をつくっているわけでしょう。それくらいにやはり二十年間のいままでの苦勞に報いようという気持ちににじみ出ているんです、政治の姿勢の中で。けれども、事文教関係については、こういう問題については、私は、むずかしいでしょうということだけでは終わらせたくないんです。このことは、私自身も、あの沖縄国会の中ではっきりしておれば、その段階で問題にしておたですけれども、これを調べていく中でわかつてきたものだからいま申し上げているわけですが、やはりこの問題はこのままむずかしいということでは

置することはできない。もし公立関係の中でもバランスとの関係で不十分なら、よりよく改善をしてもいいじゃないかと思うんです。だから、その点、むずかしいとは承知しているけれども、もう一回文部省としてもこの問題について検討してもらいたい。これこそ、大臣の政治的な判断と政治的な行動によってこの問題を解決できるように御奮闘願いたいと思うのですが、最後に、どうですか、大臣。

○国務大臣(高見三郎君) 宮之原さんも、十分むずかしいことを承知の上で御質問になっていることだと存じます。しかし、お気持ちは私もまさにそのとおりだと思いますし、実は、共済の問題というものは実にややこしい法律でありますので、私もぜひ共済の問題は取り扱ってまいりました。が、いま管理局長の話を聞いておりまして、おそらく何のことかわからぬとお考えになるかもしれないと思います。が、しかし、私学に對しまする考え方につきましては、私はこの問題はやっぱり検討してみたいところのある問題であると存じますので、十分これから検討をさせます。私もいたします。皆さんも、いい知恵があったら、ひとつお出しただきたいと存じます。

○委員長(大松博文君) 午前の会議はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時五十七分休憩

午後一時四十分開会
〔理事楠正俊君委員長席に着く〕
○理事(楠正俊君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

学校図書館法の一部を改正する法律案を議題とし、提出者から趣旨説明を聴取いたします。衆議院文教委員長代理西岡武夫君。

○衆議院議員(西岡武夫君) ただいま議題となりました学校図書館法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

学校教育の進展に寄与するため重要な使命をに

なっている学校図書館は、去る昭和二十八年に本法が制定されて以来、関係者の努力により、逐年整備され、今日では蔵書等の設備は一応充実されたのであります。しかしながら、学校図書館に関する校務及び専門的業務に従事する教職員の配置等については、いまだ十分でなく、今後一そうの充実向上が要請されているのであります。

よって、この際、現行の司書教諭の制度を整備するとともに、学校図書館の実務を担当する職員の職制に法的根拠を与え、その職務、資格等を明らかにして、その地位を確立することが急務であると考へ、本法律案を提案した次第であります。その内容の第一は、現行の司書教諭の制度を整備するとともに、新たに学校司書の制度を設けることであります。

第二は、学校には、司法教諭を置かなければならないこと、ただし、文部省令で定める特別の事情がある場合は、この限りでないこととあります。

第三は、学校には、文部省令で定めるところにより、学校司書を置くものとすることとあります。

第四は、司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館に関する校務を処理し、学校司書は、司書教諭の指示のもとに、図書館資料の整理、保存その他の専門的業務に従事することとあります。

第五は、司書教諭は、教諭をもって充てることとし、学校司書は、当分の間、事務職員をもって充てるものとすること、この場合において、当該教諭または当該事務職員の必要とする資格について定めることとあります。

第六は、その他関係規定の整備をすることとあります。

第七は、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとあります。

第八は、この法律の施行のため、次の経過措置を定めることとあります。すなわち、その一は、この法律の施行後五年間は、司書教諭はその資格

を有しない教諭をもってこれに充てることができること、その二は、学校司書の資格を有する者が得られないときは、当分の間、事務職員で高等学校を卒業したものまたはこれと同等以上の学力があると認められたものに学校司書の職務を行なわせることができることとあります。

以上が本法律案の提案理由及び内容の概要であります。

本法律案は、衆議院文教委員会において、各党の意見を十分尊重し、慎重に検討した結果、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党の合意のもとに成案を得、委員会提出の法律案としたものであります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

〔理事楠正俊君退席、委員長着席〕
○委員長(大松博文君) 本法案の質疑は、次回に譲りたいと存じます。

○委員長(大松博文君) 次に、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、休憩前に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は、順次御発言願います。

○萩原幽香子君 大蔵省が、私学共済に對して社会保障上のバランスということを強調されておるようでございまして、私学振興の立場というものをあまり大蔵省のほうではお考え願っていないような感じを私は受けたわけでございまして、それとも、そういうことにつきましてはどのようにお考えでございましょうか。

○政府委員(安嶋彌君) 主計局における私学共済の予算の査定は、御承知かと思いますが、実は文部省担当の主計官ではございせんので、厚生省担当の主計官が担当いたしております。つまり、健康、厚年、私学共済、農林共済、これが厚生省担当主計官の査定の対象というところでございまして、そこにもうかがわれますように、やはり先生がおっしゃったような観点が強くなっておりますので、私どもは、そうした考え方に對しまして

を有しない教諭をもってこれに充てることができ

て、私学振興という趣旨のことを強調するわけでございまして、他の社会保障制度との関連、バランスということがやはり議論の焦点になりまして、なかなかそのこととこの御理解がいけないというところでございまして、先ほども申し上げましたように、都道府県あるいは私学振興財団からは私学振興という観点から特別な助成をしておるわけでもございまして、そうした面では先生おっしゃるような趣旨は生かされておるということでございまして。今後とも、そういう方向で、先生のおっしゃるような御趣旨で努力してまいりたいというふうに考えます。

○萩原幽香子君 私は、この大蔵省の考え方の中に、私学のことは私学人というものがまだいまだに強く根を張っているのではないかと、こういうことを考えるわけでございまして。そういうことを私が申しますのは、このいまだに「私学共済」をいろいろ読んでみますと、「四十六年度の、国家公務員上級甲種採用試験の合格者は、東大が四百五十三、京都大学が百七十四と、絶対多数なのに、慶応は四人、これに早稲田、中央大学、日本大学を含めても六十四人にしかならないというのが現状である」ということなうです。そのあといろいろありまして、「こういう彼らが国の行政政策の中心を扱っているところに問題があるんだ」と、こういう指摘があるわけでございまして。

そこで、伺いたいのですが、大蔵省のそういった中に私学出身者の方は何名ぐらいいらっしゃるのございましょうか。

○政府委員(安嶋彌君) 大蔵省の職員の中で私学出身者がどれくらいいるかということとは私は承知をいたしておりますが、おそらく主計官クラスの中では私学出身者はきわめてわずかであろうと思ひます。まあその程度のお答えでひとつ……。

○萩原幽香子君 おそらくそういうことで私学の問題については御承知おきいただくことがむずかしいかと、そういうところにも問題があるのではないかと、そういうように考えるわけでございまして。私学

共済が社会保障制度の一環としての面と私学振興という二面の目的を持っていることは、私ももう重々承知をしているわけでございますけれども、私学振興の面から考えますと、すべての私学が加入できるようなことに魅力のある給付、掛け金、そういったものの内容がなくてはならないと思います。それには、まず、私学教職員の現状からも、私学共済に対する国の強力な財政援助が必要だと考えるわけでございますけれども、先ほどから文部省のお考えもいろいろ承っておりますが、重ねて、来年度以降、どのように努力を重ねてくださるおつもりか、もう一度大臣のほうから承っておきたいと存じます。

○政府委員(安嶋彌君) 大臣のお答えの前に、私から事務的なことを申し上げておきたいと思いますが、大蔵省の主計官には私学出身の方は少ないかと思いますが、しかし、それだからといって、私は、担当主計官が私学に理解がつまりその理由によってないとは思いません。文部省担当の主計官等も私学のことはいろいろやはり考えてくれているわけでございまして、そんなふうに理解をいたしております。

それから今後の課題といたしましては、短期給付の内容の充実ということ、それからそれに関連いたしまして短期給付の経理の内容の改善ということ、そのために赤字をどうして解消するか、さらに、先ほど来御議論がございまして、短期給付についての国庫補助という問題をどう処理していくかというような点が具体的な課題であろうと思います。

それからもう一つは、長期給付についての補助でございますが、これも本年度補助率を百分の二だけ引き上げたわけでございますが、将来さらにこれを増額していくというところが今後の課題であろうかと思ひます。

ほかに、こまかいことを申しますれば、事務費の単価等もこれはぜひ上げていただきたいと思っております。

○萩原幽香子君 文部省関係の方でござい

と、いま局長さんがおっしゃいましたように、私学の出身者でなくても非常に御理解をいただけるというところは私も理解できるわけでございまして、これも、ここにも書いてございまして、自分たちが国公立の出身でございまして、やはりその理解の度は私学に対しては薄いということ、私は、やはりいいないところであろうかと思ひます。そういうことの中でこれから問題を考へていただかなければならないというところに文部省のたいへんな御努力も必要になってくるのではないかと、また、私学の苦しさもわかっていただか、そういうふうな必要になってくるのではないかと、そういうふうな必要になってくるのではないかと、私学共済の財政困難の原因は、何と申しても組合員の給与水準の低いことにあるかと考えます。そこで、また、私学の教職員の給与の低さというものが、私学に有為な人材を集め、希望を持って教育に専念させる上からも大きな障害になっているというところは、もう御案内のとおりでござい

ます。そこで、この問題は、私学振興の上からも大いに論じていただかなければならないと考えるわけでございまして、しかし、この私学と国公立との格差という問題は、必ずしも給与の問題だけではないというように、これも指摘をされているところでございまして。そういう実態について、文部省はどのように把握をしておりますか、承りたいと存じます。

○政府委員(安嶋彌君) 私学と国公立の格差の問題でございまして、給与のほかにどういふ点があるかというお尋ねでございまして、一般的な話になつて恐縮でございまして、やはり教育の水準が国公立に比べて低いということが一口に申して言えるかと思ひます。具体的に申しますと、たとえば、児童生徒一人当たりの施設面積が狭いとか、あるいは教員一人当たりの学生数が多いとか、それにもかかわらず学生の納付金が国公立に比べて著しく高いとか、そうした格差はほかにも数えれば多々あるかと思ひます。

○萩原幽香子君 それは、先生一人当たりの人数

というものが非常に違う、こういうこともあるわけでございまして、どれくらい違いますのか、いかでございまして、その点につきましては、

○政府委員(安嶋彌君) 私学と国公立の比較というところにありますと、ほんとうは学部学科の種類等からして詳しく分析する必要がありますと思ひますが、それを一括して大づかみにして申し上げますと、たとえば本務教員一人当たりの学生数でございまして、大学につきましては、私学が二七・三人でございまして、国立は七・九人でござい

ます。それから短期大学におきましては、本務教員一人当たりの学生数は、私学が一六・八人でございまして、国立は二・一人というふうなことでござい

ます。もっとも、高等学校、中学校、小学校等になりますと、格差は実はこれほど開いてはいないわけでございまして、幼稚園については便宜申しますと、幼稚園では専任教員一人当たりの園児数は私立も国立も二四・八人、小学校はむしろ私立のほうが少なくて二三・二人、これに対して国立が二六・七人、それから中学校も私立のほうがやや低いわけでございまして、二二・五人に対して国立が二二・七人、高等学校にまいりますと、私学が二六・三人に対して国立が一六・六人というところでござい

ます。学校種別によって多少の異なるか若干の違いはあるわけでございまして、総体として申し上げますならば、特に高等教育の段階におきましては私立の教員一人当たりの学生数は国立に比べて著しく高いということが言ひ得るかと思ひます。ただ、理工系学部等の占める割合ということになりますと、国立のほうが若干高いというふうなこともござい

ますけれども、全体として申し上げますと、そういうことでござい

○萩原幽香子君 小中学校はそうになつていないようでござい

ますけれども、大学になりますと、という学生数は三倍くらいあると、そういうことで教員を三倍にするということもなかなかむずかしい。また、施設の上から申しましても、大体

は二分の一くらいにしかなつていない、こういうことがあるわけでございましてね。そこで、経営の上から教員をふやすということもむずかしい現状などを考えあわせると、私学の運営というものはなかなかきびしいものだということが考えられるわけでござい

そこで、六月八日の本委員会におきまして私学の給与と国公立の比較をしていただいたわけですが、大きな格差がございました。特に、私立の幼稚園の給与は、平均三万二千四百三十三円と非常に低いわけでござい

○萩原幽香子君 四十六年度私立幼・小・中・高に對しての地方交付税はいまお聞きしたようでございますが、それを子供一人当たりになしてみますという、どういふことになっておりますでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) 実は、いま先生おっしゃったそのものの数字はございません。高等学校以下の全体ではなくて、幼稚園だけの数字を御参考までに申してみたいと思ひますが、昭和四十四年度の実績でございますと、私立幼稚園に對する、これは国、都道府県、市町村の分を含めてでございますが、園児一人当たりの補助金額は六百五円というところになっております。幼稚園は、御承知のとおり、個人立、宗教法人立等を含むわけでございますが、その中で学校法人立だけを抜き出してみますと、四十四年度におきましては、公費による補助は園児一人当たり千四百五十四円というふうになっております。この額は、四年前の四十年に比べますと、約三倍程度の増額ということに相なっております。

○萩原幽香子君 幼稚園の一人当たりというものが非常に少ないと。小学校から高等学校までの分と幼稚園の分を比べてみますという、幼稚園は小学校から高校までの四割程度のものしか出ていない、こういうことでございますね。それをいま局長さんがおっしゃってくださったのは、どういふように割ってくださったのでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) 私が申し上げましたのは、公費による補助金の実績を幼稚園の園児の実数で割った数字でございます。

○萩原幽香子君 それは地方交付税の……。

○政府委員(安嶋彌君) いいえ、そうじゃございません。

○萩原幽香子君 私がいまお聞きしたのは、地方交付税の問題をお聞きしてみたわけなんでござい

ます。
○政府委員(安嶋彌君) 実は、地方交付税の積算というのは、御承知かと思ひますが、大づかみな積算でございますして、学校種別に幾らという

振りがりはございません。四十七年度の積算で申しますと、御承知のとおり、人口十万人の標準団体というものが基準でございますが、その人口十万人の標準都道府県における基準財政需要額が二億四千六百万円というところでございまして、そのうちの大部分の一億九千四百万円がただいま申し上げておりますような人件費の補助ということでございます。それ以上、高等学校分が幾らとか幼稚園分が幾らとかという積算は明らかにされてお

きません。したがって、先生お尋ねの点に正確にお答えすることができないわけですが、それに代えて実績として算定をいたしますと、いま申し上げたような数字になるということでございます。

○萩原幽香子君 地方の幼稚園の先生なんかの会に出てみますという、地方交付金というものが幼稚園分として組まれているのだけれども、一体どれくらい組まれているんだろうかということとよく聞かれるわけでございますね。それで、給与改善というものの、どのように役立てていただいているの、どうか、こういうことをよく聞かれるわけでございますけれども、そういうことについて文部省としては実情を調査されたことがござい

ますでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) ただいまお尋ねの点につきまして、正確に調査したものがございません。ただ、学校基本調査とか、あるいは地方教育費調査とか、そういった毎年きめてやっております調査があるわけでございますが、それを調べますと、年々の学校種別の給与水準というものの大体はつかめるようなことにはなっております。交付税でもってどの部分がどうなつたかという資料は、ございません。

○萩原幽香子君 地方交付金というもので積算基礎というものがそれぞれあるわけでございますね。ですから、そういうものに対して幼稚園の先生たちの給与改善というものがどのようになされているのかということ、私は、県としても、一応大づかみでもけっこうでございますが、知って

おいていただいたほうがよろしいのではないかと思います。そして、また、県に對しては、文部省としてはこれぐらいの予算が組んであるんだが、こういうことについて幼稚園の先生の給与改善に役立ててもらいたいといったような、幼稚園の先生側に立っての要請というふうなものをしてくださったことがおありかどうか、こういうことについて承りたいと思ひます。

○政府委員(安嶋彌君) ただいま申し上げましたように、交付税の積算には学校種別の数字はございませんので、この分を幼稚園にという言い方は非常にむづかしいわけでございます。公立でございますと、そのところが一応明確な積算があるわけでございますが、私立ではそれがござい

せんので、そういう言い方はできないわけでございますが、しかし、私学関係の基準財政需要額な交付税の内容が定まりますと、私のほうからこれはまあ念のためでございますが、各府県の総務部の私学担当の部課に對しては内容を知らせ、このような交付税の積算になっておるので、各府県における私学助成についても参考にして、十分配慮してもらいたいというところは申しております。ただ、それも、いま申しましたように、学校種別ではございませんで、都道府県知事所轄の全私学に對しての配慮をお願いするという形になっております。

○萩原幽香子君 公立の場合は、大体きまつておりますようでございますね。そして、それは、幼稚園でも五千四百四十円くらいとかいうようなことを私も聞いておるわけでございますけれども、それに対して私学でははつきりしないというお答えなんです、はつきりしないところにまた私立の幼稚園の先生たちのほんとうに悩みもあるうかと思ひます。いつか私が私立の幼稚園の先生の給与をお聞きしましたときに、つまみというものがあつたわけでございますね。そこで、私は、前の坂田文部大臣のときだったと思うのですけれども、給与のつまみというのは一体何でございますかというお尋ねをいたしました。そうしますと、

文部大臣は、私は裏面にしようということはないかと思ひます。そして、まあ、県に對しては、文部省としてはこれぐらいの予算が組んであるんだが、こういうことについて幼稚園の先生の給与改善に役立ててもらいたいといったような、幼稚園の先生側に立っての要請というふうなものをしてくださったことがおありかどうか、こういうことについて承りたいと思ひます。

この改正案で、きょう午前中にも出ておりましたが、標準月額の下限を二万六千円に引き上げられた。そうしますと、二万六千円に満たない組合員の数も幾らか出てきている、そういうことでござい

ますね。それは大体何年くらい出ておりますのか。その内訳は、幼稚園・小・中・高というように分けてみますと、どういふふうな割り振りになっておりますのか、承りたいと思ひます。

○政府委員(安嶋彌君) 総数がございまして、実は学校種別が手元にございせん。四十六年の十月現在でございますと、引き上げ対象になる数が約一万六千人、比率にいたしまして約七・八割でございますが、この下限引き上げの実施は本年十月でございます。昨年の十月から今年の十月までの間の給与改善もあるわけでございますから、従来の傾向線を延ばして考えますと、一万六千人が約六千人と減少する見込みでございます。もしそのとおりでございますれば、全体の職員の三割がこの対象者ということになるうかと思ひます。ただ、個別の資料がございせんけれども、先般資料として差し上げてあるものの中にもござい

ますように、私立幼稚園の標準給与が一番低いわけでございますから、おそらくは幼稚園の先生で該当する者が多いのではないかと、いふうに考えております。

○萩原幽香子君 先ほど午前中の御質問の中に、その二万六千円に満たない組合員のいるなという問題があるのじゃないかという問題の指摘もございましたし、また、局長さんのほうからは、こういうことによつて給与が上がるという、どちらかといえばメリットがあるのではないかと、いふうなお話もあったわけでございますが、そういうメリットがあるにしても、いま現在はい

い立場にある人もあるということも十分お考えを
いたさなければいけないのではないかと。必ずし
もそれがメリットになって返るかどうかは、いま
のところは私もよくわからないような感じがいた
します。そういうわからないものに對して、こう
いうことがあるであろうというところで上げられ
るということについては、実際問題としてはやはり
問題が残るのではないかとこのように考えます。
その点もひとつ十分お考えをいただきたいと存じ
ます。

それから、長期給付についてでございますが、
財源の種類にはどのようなものがございますか。

○政府委員(安嶋彌君) 財源の種類と申しま
すと、これはいわゆる財源率という観点から申しま
すと、数理的保険料率と整理資産率というその二
つのものが財源率でございます。これは必要経費
からの分類でございますが、一方、それを充足す
る収入の側から申しますと、これは掛け金とそれ
から国庫補助金が主でございます。ほかに、振
興財団からの整理資産としての助成金ございま
すとか、それから資産の運用による利益ござい
ますとか、そうしたものがあられるわけでござい
ます。

○萩原幽香子君 そういったような財源の、これ
は私は負担と言ったほうがよかったのかもしま
せんが、そういうものの占める割合と金額、たと
えば国庫補助は、先ほど御説明があつたように、
百分の十八に今度はいただけです。それで、
日本私学振興財団の助成はどれくらいござい
ますのか、あるいは掛け金が学校法人と組合員と
でどれくらい掛けますか、そういったようなもの
の割合、金額、こういうものをあつねえたいと
思います。

○政府委員(安嶋彌君) 長期給付の必要な財源の
率でございますが、これは四十六年度の計算とい
たしますと、百分の百一・一八ということになり
ます。そのうち百分の十八が国の補助でございま
すから、その百一・一八のうち十八・二一が国で
補助をするということになります。それから私学

振興財団からは、これはたてまえとしてではござ
います。百分の六の助成がございます。それから
学校法人からは三十七、組合員からは三十七、
計七十四の負担がございます。もともと、これ
は、都道府県からの補助によりましてさらに軽減
されておるわけでございしますが、そうした負担が
ございます。

それからちょっとここでつけ加えますと、午前
中の宮の原先生にお答えをいたしましたのここ
で百分の一違うわけでございしますが、これは長期
の掛け金の中には百分の二だけ給付財源にはなら
ない事務費の財源と福祉事業の財源が入つており
ますので、長期給付に充てられる部分だけを申し
ますと、いま申しましたように、法人、組合員そ
れぞれ三十七で、合わせて七十四でございます。
したがって、全体の所要財源が百分の百一・
一八、いま申し上げましたような収入があるわけ
でございますので、差し引き実は百分の二・九七
ばかりの長期財源における不足というものがござ
います。

この長期財源の再計算は五年ごとに行なってい
るわけでございまして、実は直近の再計算は四十
五年に計算をいたしております、四十五年の財
源計算でもって現在全体の経理を考えているわけ
でございますが、いま申し上げましたような問題
点がございまして、これにつきまして、第一に
は、やはり国庫補助の増額にまつということが私
どもの趣旨でございますが、そうした形で第一に
はこの問題を処理していきたい。それから第二に
は、私学振興財団からの助成をさらにふやしてい
ただきたい。それでなおかつどうしても不足が出
るといふような場合には、やはり掛け金の問題と
して考えていかざるを得ないのではないかと思
います。当面、この掛け金をそうした理由から引
き上げるといふ考えはございません。

○萩原幽香子君 いただきましたこの資料を見ま
すと、不足分については、財源調整資金あるいは
資金運用面の利差益によって埋めると、こういう
ことがいわれているわけでございしますね。そこ

で、財源調整資金というのは一体どういう性格の
お金でございしますか。

○政府委員(安嶋彌君) これは予測しがたい支出
の財源とするということでございます。そのこ
ろが非常に具体的ではないわけでございますが
が、長期給付全体の不足に充当される財源であ
るといふふうに御理解をいただきたいと思いま
す。

○萩原幽香子君 そうしますと、非常に不安定な
ような感じを受けるわけでございしますが、この財
源調整資金は四十五年度では七千五百万円、四十
六年度では一億五千万円、四十七年度では八千万
円と計上されているわけでございしますが、四十七
年度に減額された理由を承りたいと存じます。

○政府委員(安嶋彌君) これは、ただいま御審議
をいただいております長期給付の事業費に對する
国庫補助率が百分の十六から十八に引き上げられ
たことに伴う措置でございします。それに伴うとい
うふうに申し上げますと多少説明が不十分ではご
ざいしますが、実際上の扱いをいたしましては、国
庫補助率の引き上げという形でこの長期給付の財
源を処理するというのが一番望ましいわけござ
いまして、そういう望ましい形に、従来のよう
な先生おっしゃる財源調整資金というものは何の
ために使われるのかわからない、そういうあいま
いな性格のものから、長期給付の一定率を補助す
ると、そういう明確な形のものに振りかわってき
たというふうに御理解をいただきたいと思いま
す。

○萩原幽香子君 それでは、二の引き上げられた
ことによつて、そのあいまいなものの数が減つた
と、こういうことなんでしょうか。

それでは、参考人にお尋ねをいたします。この
法案について、長期の国庫補助が一六%から一
八%になった、これは先ごろから皆さん非常に文
部省の御努力があつたということでございますが
が、これによつて長期の給付というものは所要財
源がどれだけ改善されることになるわけでござい
ますか。

○参考人(三浦勇助君) 給付に直接響くというよ
うなことは、現在のところ考えられませんが。た
だ、この長期給付の二の引き上げということによ
りまして、長期経理面でのわれわれのはうが採用
しております責任保険方式の数理的保険率の上で
出てまいります責任準備金の不足額百九十六億
円というものが八十三億円に減額されたというこ
とでございます。したがって、午前中、大臣、
局長から再三お話に出てまいりました百分の十
八、加えてなお百分の二十までの引き上げの必要
性というところは、この残っている八十三億円の責
任準備金の不足額を充当してまいる――百十三億
円の誤りでございします。百九十六億円の不足額が
百分の二の引き上げによりまして八十三億円の減
額が予想され、そして残りしました不足財源は百十
三億と相なるのでございしますが、百分の二十の国
庫補助が確定いたしますればこの百十三億円がほ
ぼ解消するということによりまして、長期財源の
安定性がきわめて強固に相なるということござ
います。

○萩原幽香子君 不足分については先ほどからも
お話がございまして、資金運用面の利差益とかあ
るいは先ほどのお話にございしましたいわゆる財政
調整資金とかいったようなもので何とかやってい
けるのだということでございますけれども、この
利差益による金額というのは大体年どのくらいで
ございましてしょうか。

○参考人(三浦勇助君) 昭和四十六年度におきま
して、利息の配当、財産処分益、それから償還差
益、財産処分損、それから償還差損、これら一切
を合せて差し引ききいたしまして四十二億
一千三百八十八万円何がしと相なるわけでござい
まして、このうち、いわゆる法定利回りと申しま
しょうか、五・五%に見合う三十二億五千九百三
十万円程度を差し引きいたしますと、九億五千
四百万円程度に相なるのでございします。これが利
差益でございします。

○萩原幽香子君 国が最近低金利政策というのを
打ち出してありますけれども、今後この政策が続
きます場合に私学共済の長期経理に及ぼす影響と

いうものをどのようにお考えでございましょうか。

○参考人(三浦勇助君) われわれのほうで操作いたします総額といたしましては財政的な規模がきわめて大きいのでございまして、利差益といふ点になりますと、十億に満たない金額のワクの中で操作しなければならなくなるわけでございます。したがって、この低金利政策による影響は、百十三億の不足金を解消する角度から考えますときわめて大きな影響があるといふふうに考えられるわけでございます。この低金利政策の見返りとしては、やはり当然——と申してはいかかかと存じますけれども、国庫の助成が必要であるといふふうに考えるわけでございます。

○萩原幽香子君 いま参考人のほうからもあいうお話が出ておまして、利差益といったような不安定な財源ではなくて、そういう低金利政策をとられるとさきとくに差し響きがあるといったようなものではなくて、この際は特にそういったような影響も考えて早急に二〇〇兆に国庫補助を引き上げるといふことを考えるわけですが、文部大臣、いかがでございますか、この点は。

○国務大臣(高見三郎君) 私は、四年前であったかと思いますが、一五兆を一六兆に上げますときに、非常な孤軍奮闘をいたしました記憶を持っております。今回も、農林団体のほうの突き上げでいろいろなデマが飛びました。文部省がおりたとか何とかいふデマが飛びましたけれども、私は断じてこれはおけるわけにはいかない。私、当面の問題は、百分の二十というのを基準に百分の二十と言ふかといふと、基準はないのであります。

これは、いって申しますならば、厚生年金が百分の二十だから百分の二十にするのはあたりまえじゃないかという、きわめて機械的な言い方なのであります。私立学校の振興という観点から申しますと、百分の二十で満足すべきものではないといふことは申し上げるまでもないことでありまして、当面さしたっての問題は、明年度予算に

おいてはやっぱり百分の二十という当面の目標を達成する努力をいたしたいと、かように考えております。

○萩原幽香子君 大臣のお話を承っておりますと、私も何か急に目の前が明るくなるような感じがするわけでございますけれども、先ほどの三浦参考人のお話を聞いてみましても、百分の二十にしてもらえればまあ不足分の点から考えても非常にありがたいのだと、ぜひこれだけはお願いをしたいと、こういうことでございまして。私も、その点は、ぜひぜひ来年はそうしてもらいたいといふふうに考えているわけでございます。

次いで、未加入校の問題に触れたいと思います。未加入校の問題につきましては、先ほどからる皆さんがお尋ねにもなり、また、御答弁もあつたわけでございます。しかも、これは、毎年委員会で論議をされ、また、附帯決議も行なつてまいつたわけでございますけれども、まだこれが実現を見ていないわけでございます。

そこで、先ほどもお話ございました未加入校の百七十一校と言われることでございましたが、その教職員の数も大体出されておつたわけでございますけれども、加入を希望している学校の先生方の平均給与、それについて伺いたいと思ひます。

○政府委員(安嶋彌君) 未加入校の数につきましては、先ほど申し上げたような数でございますが、百七十一校ということでございますが、このうちただけが加入を希望しておるか申しますと、これは推計でございますが、約七割というふうに見込んでおります。

その七割の学校の平均給与がどれくらいであるかということにつきましては、実は、具体的な資料はございませんけれども、現在の未加入校の大部分というのは早稲田、慶応をはじめとするいわゆる大きな大学でございますので、おそらく給与の水準も現在の私学共済の大学の標準給与の平均額を上回つておると推定をいたします。

それからなせ入りがたがるか、なせ入りがたらないかという点でございますが、入りがたらない学校がある点につきましては、先ほど御指摘がございましたように、健保組合を結成しております学校の掛け金なり給付の内容に比しますと、短期のほうが内容がよろしくないという点がございまして、それからなせ入りがたがるかという点でございます。これは実は厚生よりも私学共済の長期給付のほうが有利でございます。従来は、学内年金という制度が未加入校の大部分にございまして、厚生年金に上積みをして学内年金を支給しておつた、合せて私学共済とそなたに見劣りがしなかつたというわけでございますが、最近の私学経営の実態からいまして、学内年金制度を維持するといふことは非常に困難になつてきておる。

大部分の学校におきましては、学内年金制度は法人側が経費の半ばないしは半ば以上を持っておるわけでございますが、その半ば以上の法人負担がなかなかむずかしくなつてきた。そこで、学内年金制度というものの先行きが不安になつてきておる。それが確実なものであれば、厚生年金と合せてそこにおつてもいいといふことになるわけですが、それが先行き少し心配が出てまいつたものですから、むしろ私学共済の長期給付に入つたほうが得ではないか、こういう判断が出てきておるようでございますが、ただ、私どももいたしましては、共済制度のたてまえといたしまして、まあいいほうだけとるというのはいかがかと思ひまして、やはりお入りになるときは両方一緒でないといふ困るのではないかというふうな意見でもつていろいろ検討いたしておるわけでございます。

○参考人(加藤一雄君) 未加入問題につきましていま局長からる御説明がありました。ちよつとつけ加えさせていただきたい問題が一つあるわけですが、それは、未加入校は、初めの加入当時は選好であつたために、同じ学園でも、たとえば大学は入っていないけれども高等学校以下は入つておると、こういうことがあり、そのために、現

在、人事交流をやるうとするときに非常に困つてしまふ。たとえば高等学校で優秀で大学に向けていこうという人材が、入っていない関係上、拒否されてしまふと、こういうものが一つ。いま一つは、私学関係で、Aの学校に人員が足りないからBの学校から補充しようとする場合に、Bは入つておるけれどもAは入っていない。これで、せっかく話を進めておいても、最後になつてくると共済組合問題でだめになつてしまふ。これでは私学振興にならないという陳情もあるわけで、われわれもいたしまして、私学振興という立場からすれば、ぜひそういう形で全部が私学として入ることによつてよりよい成績があげられはしないか。そのためには、先ほど大臣、局長からお話がありますように、共済組合自体をよりよいものになければならない、こういうのが現状であらうかと、かように考えております。

○萩原幽香子君 長。短ワセットでいま入つていらつしやるわけですが、そうではないところもあるわけでございますか。そういうような数はどれくらいございますか。

○政府委員(安嶋彌君) 実は、この選好は二十九年に行なわれたわけでございますが、百七十一校がいわゆる未加入校でございますが、両方とも入っていないという学校が百十五でございます。それから長期は入つて短期は入っていないという学校が三十六校でございます。それから長期は入つて短期は入っていないという学校が二十校ございまして、これはいずれも二十九年の発足のときの選好の結果こういうことになつたわけでございます。それ以後の新設校等につきましては、これは強制加入でございますから、すべて両方に入つてきておるといふことでござい

○萩原幽香子君 それで、これは参考人にお伺ひしたいのですけれども、私学共済に加入してもらふときは、必ず長・短ワセット、こういうことにおすめになるわけでございますね。いま、この未加入校に対して、加入してもらふようにとい

う働きかけをやっているわけでございますか、いかがでございますか。

○政府委員(安嶋彌君) ちよっと私からお答え申し上げておきたいと思いますが、実は、そのことにつきましても、法改正が必要なのでございます。御承知のとおりでございますが、二十九年の法律の附則二十項で選択の規定がございまして、それが今日までのままの状態でおるわけでございます。これを法改正でもって凍結を解く必要があるわけでございまして、そうでなければ、いずれの形におきましてもいまの未加入校は法的にはいれないということになっておるわけでございます。そこで、関係者といういろいろ相談をしておる、こういうことでございます。

○萩原幽香子君 けさほどから、大臣は、入りたところではみんな入れてやりたいんだというお話でございますね。そうしますと、局長さんのいまおっしゃるようなことを考えますと、法の改正をやらなければならぬのでということなんです。では、いつごろまでにその法改正というものはやってくるおつもりですか。

○政府委員(安嶋彌君) その点につきましては、従来しばしば国会の委員会等でも御決議がございまして、法改正の方向でいろいろ努力をいたしておるわけでございますが、厚生省のたてまえ論等もございまして、今日まで政府部内の意見統一がなかなかできないということでございます。先ほど大臣からもお話がございましたように、私も鋭意努力をいたしまして何らか実質的な法改正の案をまとめることに努力をいたしたい、こういうことでございます。

○萩原幽香子君 大臣は、この前のときにも、未加入校が全部希望しているところは加入できるめどを、二年ぐらいというようにおっしゃったわけでございますね。ということは、法の改正もそれまでにはやれると、そういうことなんですか、よろしいですか。

○国務大臣(高見三郎君) 私は、率直に申し上げ

まして、来国会——これは私は通常国会のことを申し上げておりますが、来国会までには法改正をやる段取りに持っていきたい、また、持っているというひそかな期待を持っておるわけでありま。さよう御承知をいただきたいと思ひます。

○萩原幽香子君 これはたいへんうれしいお話を承ったわけでございますが、ぜひぜひ早急に法改正をしていただいて、入りたい人はみんな入れてやる、こういうふうにお願いをしたいと思ひます。私は、共済というものの本質から考えますと、私学共済であれば、私学連帯感の上に立たなければならぬものだ、というふうな考えでいるわけでございます。ですから、教育の場でこそそういったものがまず実践されなければならぬ。先ほどいろいろお話を承っておりまして私は一つ考えますことは、何か得になりそうなのは入るんだけれども、得にならないものは入らないんだ、それがまた人間としてあたりまえだといったようなことをちらほらと聞き、私は考えさせられたわけなんです。しかし、共済というものを考えたときには、まあ損も得もございましょうけれども、しかし、やっぱり連帯感というものが一番基本にならなければ伸びないのではないかと、ふに私は考えるわけでございます。そういうことが実践されてこそ私はやはり教育の場であろうかというふうなことを考えています。そういう意味でこの未加入校の問題もまた善処をしていただきたいと考えるわけでございますけれども、時間がございませぬから、最後に、この私の申しました私学の連帯感の問題を文部大臣並びに三浦参考人の御所見を承って、質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(高見三郎君) 共済の問題は、まさに本質論から申しますと、萩原先生のおっしゃるのとおりであります。私も、私学全体の共同の連帯感というものを基本にして考えなければならぬことだと思ひます。ただ、現在の私学の中には、長い伝統を持つておるものもございまして、したがって、すべてがすぐにはいれるという状態をつくり

ますためには、私は、福祉国家というものがうんと充実してまいりまして、そんな個人個人のやつております相互救済機関でない状態を一日も早くつくることが必要だ。その上に立つて、長い伝統がありまして、なるほどこっちはほうがいいという、連帯感とともにやはり利害の問題もございまして、うから、文部大臣としてはあるいは文部省としてはそういう姿をつくってあげて入りやすい状態をつくるということが一番大事な問題じゃないかと考えておるわけでありま。

○参考人(三浦勇助君) 私学共済組合法が制定されましたのは、二十八年の第十六特別国会でございます。そのころにこの法律が厚年、健保の特別法として制定されましたのは、基礎の脆弱なそして給与の低い私学の教職員が社会保険出張所へ参って加入したいと言つても、給与の低いゆゑに、そして運営基盤が脆弱なゆゑに、拒否される。そういう弱い者が助け合つて自分の努力で共済制度を打ち立てていくといつて共済制度が発足したそこに基盤となつていゝる声を踏まえて立法化されたものだといふふうに私も聞いております。それは、僻地の一万八千円に満たない給与月額をもらつてゐる保母さんも、大学の天下の学者さんといわれる高給をもらつてゐる教授の人々も、私学の職員という同じ基盤の上に立つて私学教育を行なつていくといふ人々の共通の理念を踏まえ、考え方を踏まえて発足してまいつたものだと私も聞いております。したがしまして、この基盤の上に立ちまして私学共済を伸ばしていくためには、先ほど萩原先生が指摘された連帯感といふものが何といつてもその根幹を流れる一つの大きな柱だと考えるのであります。したがしまして、共済組合といふのは、長期経理と短期経理とそして福祉事業の三本の縄がより合わされたもので一本の強いきずになつてゐるわけでありま。

○参考人(三浦勇助君) 私学共済組合法が制定されましたのは、二十八年の第十六特別国会でございます。そのころにこの法律が厚年、健保の特別法として制定されましたのは、基礎の脆弱なそして給与の低い私学の教職員が社会保険出張所へ参って加入したいと言つても、給与の低いゆゑに、そして運営基盤が脆弱なゆゑに、拒否される。そういう弱い者が助け合つて自分の努力で共済制度を打ち立てていくといつて共済制度が発足したそこに基盤となつていゝる声を踏まえて立法化されたものだといふふうに私も聞いております。それは、僻地の一万八千円に満たない給与月額をもらつてゐる保母さんも、大学の天下の学者さんといわれる高給をもらつてゐる教授の人々も、私学の職員という同じ基盤の上に立つて私学教育を行なつていくといふ人々の共通の理念を踏まえ、考え方を踏まえて発足してまいつたものだと私も聞いております。したがしまして、この基盤の上に立ちまして私学共済を伸ばしていくためには、先ほど萩原先生が指摘された連帯感といふものが何といつてもその根幹を流れる一つの大きな柱だと考えるのであります。したがしまして、共済組合といふのは、長期経理と短期経理とそして福祉事業の三本の縄がより合わされたもので一本の強いきずになつてゐるわけでありま。

○参考人(三浦勇助君) 私学共済組合法が制定されましたのは、二十八年の第十六特別国会でございます。そのころにこの法律が厚年、健保の特別法として制定されましたのは、基礎の脆弱なそして給与の低い私学の教職員が社会保険出張所へ参って加入したいと言つても、給与の低いゆゑに、そして運営基盤が脆弱なゆゑに、拒否される。そういう弱い者が助け合つて自分の努力で共済制度を打ち立てていくといつて共済制度が発足したそこに基盤となつていゝる声を踏まえて立法化されたものだといふふうに私も聞いております。それは、僻地の一万八千円に満たない給与月額をもらつてゐる保母さんも、大学の天下の学者さんといわれる高給をもらつてゐる教授の人々も、私学の職員という同じ基盤の上に立つて私学教育を行なつていくといふ人々の共通の理念を踏まえ、考え方を踏まえて発足してまいつたものだと私も聞いております。したがしまして、この基盤の上に立ちまして私学共済を伸ばしていくためには、先ほど萩原先生が指摘された連帯感といふものが何といつてもその根幹を流れる一つの大きな柱だと考えるのであります。したがしまして、共済組合といふのは、長期経理と短期経理とそして福祉事業の三本の縄がより合わされたもので一本の強いきずになつてゐるわけでありま。

○参考人(三浦勇助君) 私学共済組合法が制定されましたのは、二十八年の第十六特別国会でございます。そのころにこの法律が厚年、健保の特別法として制定されましたのは、基礎の脆弱なそして給与の低い私学の教職員が社会保険出張所へ参って加入したいと言つても、給与の低いゆゑに、そして運営基盤が脆弱なゆゑに、拒否される。そういう弱い者が助け合つて自分の努力で共済制度を打ち立てていくといつて共済制度が発足したそこに基盤となつていゝる声を踏まえて立法化されたものだといふふうに私も聞いております。それは、僻地の一万八千円に満たない給与月額をもらつてゐる保母さんも、大学の天下の学者さんといわれる高給をもらつてゐる教授の人々も、私学の職員という同じ基盤の上に立つて私学教育を行なつていくといふ人々の共通の理念を踏まえ、考え方を踏まえて発足してまいつたものだと私も聞いております。したがしまして、この基盤の上に立ちまして私学共済を伸ばしていくためには、先ほど萩原先生が指摘された連帯感といふものが何といつてもその根幹を流れる一つの大きな柱だと考えるのであります。したがしまして、共済組合といふのは、長期経理と短期経理とそして福祉事業の三本の縄がより合わされたもので一本の強いきずになつてゐるわけでありま。

ば発展していかないと思ひます。また、そのことが日本の教育を振興していくためにはきわめて大事なことであるといふふうに考えます。

○加藤進君 去る六月の五日、六日の新聞によりましてと国民が非常に衝撃を受けた事件が報道されております。それは、大阪の浪速医科大学の不正問題が大学設置審議会の委員にまで波及している、こういうことでございます。ある委員は一千万円の収賄をした、こういう衝撃的な記事があったのでありますけれども、この浪速医大不正事件というのは文部省としてどのように把握し理解しておられるのか、簡潔に御説明をまずお願いしたいと思います。

○政府委員(安嶋彌君) 単純に申し上げますと、申請された資金計画の内容に虚偽の部分がございまして、私立大学審議会といたしましてはその理由をもつて不可の決定を昨年の十二月十五日にいたしております。大学局長もお見えでございますが、その翌日、大学設置審議会におきましては、私立大学審議会でも不可の決定があつたものでございまして、設置審議会はそれで審議を打ち切るといふ決定をいたしております。したがしまして、浪速医大の認可の問題はそこですべて終止符が打たれたということでございます。ただ、その後、私のほうでさらに書類を精査いたしますと、どうも不審な点があるということで、大阪の法務局の該出張所で調査をいたしましたところ、提出された登記簿謄本が全くの偽造であるということが明らかになりました。告発は大阪法務局の高槻出張所から行なわれたわけでございますが、捜査の結果やはりそのことが確認されまして、現在検察庁に送られておるわけでございまして、その間、ただいま御指摘がございましたようなきわめて遺憾な事故が起つておるわけでございます。私もといたしましては、まことに遺憾千万な事柄でございます。深く責任を感じておる次第でございます。

○加藤進君 この問題に関連をして、文部大臣

は、四月十二日の衆議院文教委員会で、こういう答弁をしておられます。浪速医科大学について、初めから認可しないという方針であったから、汚職事件なんてない、こういう趣旨の答弁だったと思います。ところが、汚職事件なんか無いと言われたそのことは反して、新聞に出ておるように、大阪府警捜査二課によって、寺中から一寺中という、これは設立責任者だね、理事長ですね、浪速医大創設の。寺中というのから一千万円を受け取って書類送検された、こう出てるわけでございます。となると、文部大臣みずからがこういう不正、汚職が起るであろうことも御存じなかった、また、そういうことを信じておられなかったと言われるわけですけれども、文部大臣の見解はいかがでしょう。

○国務大臣(高見三郎君) 私は、資金計画がございんであるという意味からも不可にするという方針が、大学設置審議会それから私立大学審議会それぞれ各審議会でも不可という決定が出ておったのであります。不正の行なわれる余地はないと思っております。また、たまたま新聞でちやうどあの去年の十二月の時点において文部省に波及するのじゃないかというふうな事情を「読売」で見てまして、そういう事実があるかないかということを確認してみました。ところが、そういう事実は文部省にはないという確答を得ましたので、私は、この問題に関する限りは、大阪府選出の国会議員さんが与野党みんな発起人代表ということで名前を並べておられますので、お一人一人に電話をいたして、これには関係されないほうがいいといううことを申し上げましたところが、だれ一人相談を受けた人はいないというお返事で、ことごとく取り消されました。もういささから申し上げて、これに不正が万あるとは思っておらなかったのではありません。しかも、今度の事件の設置審の委員が受け取りました金というのは、不許可というのがきまりました後に受け取ったのか、伝えられるごとく株を買うのを頼まれたのか、そこは捜査の結果を待たなければわかりませんが、不許可

可ときまったら後に金を受け取ったという事実から見ましても、どうにも理解のいきかねるところであります。いずれにいたしましても、文部省としては、遺憾千万なことである、これは深くおわびを申し上げなきゃならぬと思っております。

○加藤進君 安嶋管理局長も、同じ日の答弁で、次のように言っておられます。「職員につきましても、あるいは私立大学審議会の委員に対しまして、この件の取り扱いが慎重な態度で臨むようにというのを、特に指示をしておるいは要望をしまいつておられます。したがって私は、新聞等に伝えられるごとき不正ということは絶対ないというふうな信じております。」と非常にはつきりとおっしゃっております。にもかかわらず、こういうことが審議会の委員にまで波及した、これはもう事実でございます。私は時間が十分ありませんからこまかいことを問いたすわけにまいりませんけれども、では、このような事態は今後許しがたい、こういう立場に立つて、どのような措置がいま文部省として必要なんですか、その点をぜひお聞かせ願いたいと思っております。

○政府委員(安嶋彌君) ただいま先生お読みになりましたその速記は、あるいは私が決算委員会では安永先生の御質問に対してお答えをした部分ではないかと思っておりますが、そのときの安永先生のお尋ねは……

○加藤進君 いや、文教委員会です。○政府委員(安嶋彌君) そうですか。文教委員会でも私は同じ御答弁を申し上げたかと思っておりますが、そのときは、私は、管理局長という立場からいたしまして、管理局の職員、広くは文部省の職員に不正がないというのを確信しておる、同時に、管理局長という立場から、私立大学審議会の委員につきましては不正はないということを確信しておるというのを申し上げておりました。実はその後ちょっとその私の発言が気になりまして速記録を調べましたところが、やはりそういうふうになっておりましたのでございますが、しかし、それにいたしまして、私立大学審議会の委員か

らそうした問題の人物が出たということは、文部省としては、はなはだ遺憾なことだというふうに考えます。

そこで、これからこうした事態にどう対処するかということでございますが、管理局ないしは私立大学審議会といたしましては、先般、医科大学、歯科大学の設置につきまして私大審から建議がございまして、二段審査という方式をとることにいたしております。これは、法人審査の面から申しますと、初年度は資金計画に重点を置くということでございます。資金計画の審査をパスしたもののついてのみ土地の造成であるとかあるいは建物の建設を認める。そういったしますならば、大臣もたびたびおっしゃっておりますように、建物を上り上げてあとに引けないということでも認可を文部省に迫るといふようなこともなくなるはずでございますので、そうした改善の一つはかりたい。それから第二の点は、自己資金の率を、従来三分の二でございましたが、これを四分の三に引き上げたい。それから資金につきましては、見せ金を防ぐ意味におきまして、供託あるいはそれに準ずるような方法をとりたい。また、設置の責任者につきましては、特に教育的な識見であるとか人格であるとか社会的な信望であるとか、そういう点を大いに重視をしていきたいという、そういう具体的な方法を近く省令として公布する予定でございます。

○加藤進君 審査をさらに厳重にする、その基準を厳格にする、これは当然な措置だと思っております。しかし、いま国民が非常に疑惑と不安にかられておるのは、大学の設置、わけでも医科大学というふうな国民の健康を大事にしてみらなくてはならないこの医者を育てるべき大学の設置審議会の中に不正と汚職が発生した、こういう具体的な事実だと思っております。そこで、これは先ほども共済組合の問題につきまして審議会の民主化という問題が提案されました。私は、いま文部省が考えておられることにあわせて、現在のような審議会では、まして、今後安心である、二度とこのようなこと

とは起こしませんと、こう言い切れるかどうか。人選、構成の面において、また運営の面において、重大な欠陥があるということをお今の事件は示した、こう私は見てよいと思うわけでございまして、その点につきまして高見文部大臣の所見はいかがでしょう。

○政府委員(木田宏君) 先ほど、大臣並びに管理局長から、今度の六月初旬の新聞に出ました大学設置審議会の委員の一人であります佐瀬委員に疑惑があるということについて、まことに残念な遺憾だという表明がございました。いま端的に大学設置審議会の委員の人選その他についてのお尋ねでございますので、私から御説明を申し上げます。

大学設置審議会の委員は四十五名の定員で構成されるということになっておりますが、そのほとんどが大部分が大学関係団体のほうからの推薦によりましてその委員の人選をいたしております。過半数に近いところが大学基準協会——これは歴史的に日本の大学基準の運営について、新制大学発足以来、いろいろ大学基準向上のために努力をしてこられた国公私立の有力大学をもって構成しております協会でございますが、その協会から二十二人だったかと思っておりますけれども推薦がございす。問題になりました佐瀬委員は、日本私立短期大学協会のほうからの御推薦によりましてその委員をすでに三期にわたって御委嘱申し上げておった方でございます。この新聞に出ましたときに、即日私どもへの御連絡もございまして、御本人としては全く違つた事柄というふうな考えをされておられるけれども、いろいろの意味で御迷惑をかけた点だけは申しわけないということで、即日辞意の表明がございまして、書類も速達で届きましたので、依頼免というところで委員の辞任免職を命令させていただきます。文部省のほうで私どもで自主的に発令をしておりますのは学識経験者の数名についてでございます。あとは大学関係団体からそれぞれ御推薦によって委員を選任してまいりました。今後、関係団体からの御推薦による委員の御

推薦という点につきましては、現在のところ直ちに變更の考えはございませんが、こうした点等について疑惑のないように関係団体とさらに十分な相談をして人選を今後進めていきたいと思っております。

○加藤達君 大臣、一言……

○国務大臣(高見三郎君) いま局長からお答えをいたしましたとおりであります。私は、佐瀬さんという人がどういふ人であるか、短大協会からの御推薦で委員に任命したのであります。どうも常識では割り切れない、一たび決定したものをその後になって金を受け取るというのはいささか神経の持ち主か、理解に苦しむという感じがするのであります。だけれども、事実は事実であるという事になります。たとえ短大の御推薦であらうとも、任命をいたしましたのは文部省でありますから、最高の責任者としての私の責任である、かように考えております。ただ、今後は、この種の人選につきましては、慎重の上にも慎重を期して、人格、識見ともにすぐれた人を選びたいものである、かように考えておる次第でございます。

○加藤達君 もう一つ、私は、委員の選定につきまして疑問に思ふ点を申し上げたいと思つた。たとえば、私立大学審議会の委員の中にも、また大学設置審議会の委員の中の名簿にも載つておられる方でございますけれども、フルタケと読むのかコタケと読まれるのかは存じませんけれども、

この古武氏が委員に任命された当時は関西大学の教授であつたはずであります。その方が昨年度兵庫医科大学が新設されると同時にその副学長にきまつておるといふ事実があると思ひますけれども、その点は事実と反するのでしょうか。

○政府委員(木田宏君) 古武委員は、御就任の日時等はいつまみまひらにはいたしません。現在兵庫医科大学の副学長であるといふことは承知をいたしております。

○加藤達君 この古武氏が委員であられ、そして兵庫医科大学の設立についてこの委員を含む審議会で審議がされてゐるわけですね。そうしますと、直接この兵庫医科大学に關係の深い、そして設立されたらもう副学長になる、こういうような方がちゃんと委員の中に選ばれておるといふような事実は、これは一体国民から見ても許されるものでしょうか。私はそういう一、二の事例だけしか本日は申し上げませんが、いまやこの審議会のメンバー自身にきつめて重大な不正が行なわれているといふ事実があるわけでございます。もうこのような審議会は、今後改組することは考えておりませんなどといふようなことになるなら、これは文部省自身が当然直接責任をとらなくちゃならぬ問題だと思ひますが、どうでしょうか。

○政府委員(木田宏君) 大学設置審議会は、先ほど御説明申し上げましたように、大学基準協会、あるいは国立大学協会、公立大学協会、私立大学連盟、私立大学協会、あるいは私立大学懇話会、私立短大協会等々、大学關係の団体から委員の御推薦がございまして、その御推薦に基づいて私も設置審議会の委員の御委嘱を申し上げて、もう二十数年になつておるわけでございます。大学關係の団体から委員が出てこられますために、その委員の御關係の向きで新たな大学の新增設等の御要請が出てくることはございます。全部が全部防ぎ切れるわけではございませんが、そうした場合には、大学設置審議会におきましては、御担当からはずして、別の方にそれぞれその大学の御審査を願うといふような配慮はいたしてございます。

また、最終的な判断はすべて投票によることに大学設置審議会ではなつておるのでございますが、投票におきまして御關係の委員は除斥するということになつております。委員の方々は、先ほど申しましたように、国立大学の御關係はあまりないわけでございますけれども、私立大学の御關係では、御自分の所屬のところであるといふ新増設の御要請が出ることはあり得るわけでございます。それが絶対にあり得ないかぬといふことは計らひかねるかと思ひます。しかし、従来過去二十数年間、いまだでございまして遺憾な事例といふものは私もあまり聞いておりませんし、審議会の運営につきましては会長以下その辺の分担等は十分配慮いたしまして慎重を期してきつたつもりでございますので、今後も一そう留意をいたしたいといふふうに考えます。

○加藤達君 あなたの説明によりますと、二十数年來あやまちを生み出すようなことは万々あり得ないような説明でございすけれども、こういう審議会を通じて九州歯科大学の問題も起り、愛知医科大学等々の問題も発生し、さまざまに医科大学設置にからまる問題が出ておることは、もう衆目の認めるところであります。この点について、監督にあるべき文部省が一段とこの審議会の構成と運営について真剣な配慮を今後加える、こういうことが私は当然の仕事ではないか、こういうふうに考えます。

もう一つ申し上げるならば、人選や構成だけではなく、この審議会が全く秘密のもとで審議を進めて、われわれには何らその審議の過程なり内容なりは知らされておられません。たとえば、どんな大学からの新設の申請が出たのか、われわれ文教委員会に知らされておられません。これは、国会にも知らされておられません。そういう秘密のベールのもとで進められて、そして事が明らかになると、意外だ、たいへん重大な事態だ。これではわれわれ国会議員も国民も納得し得ないと思ふのです。この点につきまして、ぜひとも審議をガラス張りの中で明朗な国民のだれしも心配し

得ないような状況のもとでしっかりと進めてもらうこと、そして人選につきましてはぜひとも一段と検討を十分に加えられて以後このような不安は存在し得ない、こういうあかしをぜひとも立てていただきたい。その点、文部大臣、よろしくお返事をちょうだいしたいと思います。——文部大臣にお願ひします。

○政府委員(木田宏君) 大臣のおことばの前に、ちょっと御説明を申し上げておきたいと思ひます。

大学の設置申請並びにその結果につきまして、私ども、報道機關を通じて、これだけの申請があり、審査の結果かくかくであつたといふことは、審議会の結論が出ました時点で御説明をいたしてきております。ただ、個々の大学の申請の内容等については、關係者の方以外には御発表申し上げないことになっております。これは、職員構成でございすとか、あるいは資金がどこからどのように集まつておるとか、こういうことは、申請書を審査いたします私どもの關係者だけで処理をすることが適切であるといふ判断に基づくものでございます。また、設置審議会の正式の委員につきましては、いまお手元に名簿も持つておるかと思ひますが公表いたしておりますけれども、専門分野別にいろいろと細部の調査をお願いしております委員の方々がおりますが、これらの方々につきましては、調査をなさいますその専門委員の方にも御迷惑がかかるとかいろいろなこともございすので、一般的には公表しない調査制度をとつております。事柄の性質上、外部にお知らせし得るものにつきましては、今後とも十分御連絡も申し上げていきたいと思ひます。また、審査のやり方につきましては慎重を期すべき点につきましては、一段と留意をいたしたいと考えております。

○国務大臣(高見三郎君) 私からお答えを申し上げておきます。

事は行政の問題でありますので、一々これを公表することが必ずしも適當であるとは私は考え

ておりません。しかし、事柄の結果につきまして、十分御報告も申し上げたいと存じますし、ことに委員の人選につきましては、今後とも、私は、二度と再びこのような事態が起こらないだけの慎重を期したいという考えを持っております。

同時に、また、私立医科大学などというものが金もうけになる道理はないのでありまして、もしこれが金もうけになるというのであれば、これは明らかに不正であるということを申し上げざるを得ない、かように考えておりますので、十分な調査をいたしまして、ほんとうに情熱を持ち、ほんとうに社会的な信用があり、ほんとうにりっぱな資産を持ってある人が浄財を出すというのでなければ、将来とも私立医科大学は認可しないという決意を持っておるとのことだけはひとつ加藤先生に御理解をいただきたいと思ひます。

○加藤進君 その点についてもう少し聞きたいところがありますけれども、時間も迫っておりますので、その点は大臣をはじめ文部当局の積極的な善処を期待します。よろしくごさいますね。

そこで、最後に二つだけ聞きますけれども、こういう問題が起こる一番のものは、何と云つたて医師の不足にある。したがって、学校をつくらなければならぬ、医師を早急に養成しなければならぬ、そういうことのために、従来文部省がとっておられたように、私学に依存する——この十年間に六つの新設学校ができたうちで、ただ一つ国立をつくっただけで、あと五つは私学に依存している。こういう行政ではなしに、国立医科大学を創設する、こういう決意をぜひとも今回の事件を通じてさらに一そう固めていただきたい。これは文部省自身も国会ですでにその点の答弁はされておりますから、あえてこまかくお聞きする必要はないと思ひますけれども、本年度においては三校の国立大学を新設されるということは確定してあると思ひますが、来年度は幾つおつくりになるおつもりか、その点を聞かしていただきたいと思ひます。

○政府委員(木田宏君) いま御指摘がございま

たように、昭和四十七年度の予算で国立の三医科大学等の創設準備費がついておりまして、それぞれ御関係の向きと相談をしながらいま創設準備を急いでいるところでございます。

なお、その後、医科大学の設置を見ておられます地域、特に不足する地域等についての将来の医科大学がどのようにあるべきかという点につきましては、別途調査費もついでにございまして、私も、なお引き続き真剣に今後の医科大学のあり方等について調査をしてまいるつもりでございしますが、たびたび大臣からもお答えがございまして、うに、私どももいたしましては、国公立を中心にして、既存の医科大学の定員の増その他、あるいは国公立の医科大学の新設等に向かって十分な手だてを考えてみたいというふうに考えております。しかし、来年すぐ幾つにするかどうかというようなことは、現在まだ固まっておる段階でございませぬ。今後の医科大学等のあり方についてさらに検討を進めたいというふうに思っております。

○加藤進君 ぜひとも、国立大学、特に医学部をつくるのに、少なくとも数カ年の計画を持って、完全にこの事態を克服するというような努力と配慮をぜひお願いしたいと思ひます。

それから最後に、裏入学という事態は、これはもう私学において一般化しておりますから、これについて文部行政の上で十分な歯どめをしなくちゃならぬという問題は、再三国会で論議され、また、文部大臣自身もこの点については十分努力すると言われているわけでございまして、私も、願わくは、来年度からこのための特別助成金というような措置をとるべきであると私は考えておりますけれども、その点、文部大臣、最後に御答弁をお願い申し上げたいと思ひます。

○國務大臣(高見三郎君) 実は、今年も予算を要求いたしましたけれども、今年は私立学校全体の経常費の補助が五割二分ふえたわけであります。でも、どうも私立医科大学だけに對する補助というものを出す名分というものがなかなか容易でござ

いませぬ。けれども、何としても裏入学金だけはやめてもらわなければならぬということを私も真剣に考えております。何か妙手はないものかというところを考へておるのでございしますが、一たん認可をいたしますという、学生を人質にとられておるのでありますから、その学校に對して閉鎖を命ずるとか、あるいは入学をやめさせるとか、一年休めとかいうような命令を出すということにもまいりかねます。そこで、設立の際に十分慎重な態度をとらざるを得ない。私も非常に苦心をいたしております。どうぞ、ひとつ、加藤先生も、いい知恵があったら出していただきたいと存じます。ただ、補助金ということになりますと、私には百億以上の金を私立医科大学に支出してやらなければ裏入学を抑える手はないと思っておりますので、その辺のところは私立学校全体の補助率を来年は少なくとも五百億ぐらいにしろというところでがんばっていただきたいと思ひます。し、御激励をいただきたいと思ひます。私は、たとえ大臣をやめましても、文教委員として残る關係上、私立学校の助成の問題につきましては全力をあげてやるつもりでおりますので、どうぞひとつ御一緒にやっていただきたいということをお願いを申し上げておきます。

○委員長(大松博文君) 他に御発言がなければ、質疑は終局したものと認めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(大松博文君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。——別に御発言もなければ、これより直ちに採決に入ります。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(大松博文君) 全会一致と認めます。よって、本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大松博文君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時十八分散会

六月九日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は六月八日)

一、学校図書館法の一部を改正する法律案(衆第三八号)

学校図書館法の一部を改正する法律案
学校図書館法の一部を改正する法律案

学校図書館法(昭和二十八年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一章の章名を削る。

第二条中「小学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む)、中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む)及び高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む)。(以下「学校」という。)」を「小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校を除く。以下「学校」という。)」に改める。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「司書教諭」の下に「及び学校司書」を加え、同条を第六条とする。

第二章及び第三章を削る。

本則に次の三条を加える。

(司書教諭及び学校司書)

第七条 学校には、司書教諭を置かなければなら

ない。ただし、児童又は生徒の数が少ないことその他の文部省令で定める特別の事情がある場合は、この限りでない。

2 学校には、文部省令で定めるところにより、学校司書を置くものとする。 3 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館に関する校務を処理する。 4 学校司書は、司書教諭の指示の下に、図書館資料の整理、保存その他の専門的業務に従事する。	2 司書教諭は、教諭をもつて充てる。この場合において、当該教諭は、次の各号の一に該当する者でなければならない。 一 大学において文部省令で定める学校図書館に関する科目を履修した者 二 司法教諭の講習を修了した者 2 学書司書は、当分の間、事務職員をもつて充てるものとする。この場合において、当該事務職員は、次の各号の一に該当する者でなければならない。 一 大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は文部省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められた者で、大学において文部省令で定める学校図書館に関する科目を履修したもの又は学校司書の講習を修了したもの 二 高等学校を卒業した者又は文部省令で定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者で、三年以上学校図書館に係る事務に従事し、かつ、学校司書の講習を修了したもの 三 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七号)による教諭の普通免許状を有する者で、前項各号の一に該当するもの (司書教諭及び学校司書の講習) 第九條 前条第二項第二号に規定する司書教諭の講習並びに同条第二項第一号及び第二号に規定する学校司書の講習は、大学が、文部大臣の委嘱を受けて行なう。 2 前項の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部省令で定める。 附則第二項を次のように改める。	2 削除 附 則 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (経過措置) 2 この法律の施行後五年間は、司書教諭に充てる教諭は、この法律による改正後の学校図書館法(以下「新法」という。)第八条第一項の規定にかかわらず、同項各号の一に該当する者であることを要しない。 3 当分の間、新法第七条第二項の規定により学校司書を置くこととする場合において、新法第八条第二項に規定する学校司書の資格を有する者が得られないときは、事務職員で、高等学校を卒業したもの又は文部省令で定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められたものに学校司書の職務を行なわせることができる。 (旧大学等による学校を卒業した者等の取扱) 4 新法第八条第二項第一号に規定する大学を卒業した者には、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)、旧専門学校令(明治三十六年勅令第百六十一号)又は旧教員養成諸学校官制(昭和二十一年勅令第百八号)の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校若しくは教員養成諸学校(師範学校及び青年師範学校の予科を除く。)又はこれらの学校に準ずる学校で文部省令で定めるものを卒業し、又は修了した者を、新法第八条第二項第二号及び前項に規定する高等学校を卒業した者には、旧中等学校令(昭和十八年勅令第百三十六号)、旧高等学校令(昭和十八年勅令第百三十九号)又は旧青年学校令(昭和十四年勅令第百二十五号)の規定による中等学校、高等学校専修科若しくは青年学校本科又はこれらの学校に準ずる学校で文部省令で定めるものを卒業し、又は修了した者を、それぞれ、含むものとする。 (地方財政法の一部改正) 5 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。 第十條中第二十五号を削り、第二十六号を第二十五号とする。	六月九日日本委員会に左の案件を付託された。 一、国民の祝日として「海の日」制定に関する請願(第二三三二七号)(第二三三二七号) 一、女子教育職員の育児休業法制度化に関する請願(第二五〇二二号)(第二六〇七号)(第二六二四号)(第二六二五号) 一、養護教諭の全校必置等に関する請願(第二五七〇号)(第二五七一七号)(第二五七二二号)(第二五七三三三号)(第二五七四四四号)(第二五七五五五号)(第二五七六六六号)(第二五七七七七号)(第二五七八八八号)(第二五八九九九号)(第二五九〇〇〇号)(第二五九一一一號)(第二五九二二二號)(第二五九三三三號)(第二五九四四四號)(第二五九五五五號)(第二五六六六六號)(第二五六七七八號)(第二五六八八八號)(第二五六九九九號)(第二六〇〇〇〇号)(第二六〇一一一號)(第二六〇二二二號)(第二六〇三三三號)(第二六〇四四四號)(第二六〇五五五號)(第二六〇六六六號)(第二六〇七七八號)(第二六〇八八八號)(第二六〇九九九號)(第二六一〇〇〇号)(第二六一一一一號)(第二六一二二二號)(第二六一三三三號)(第二六一四四四號)(第二六一五五五號)(第二六一六六六號)(第二六一七七八號)(第二六一八八八號)(第二六一九九九號)(第二六二〇〇〇号)(第二六二一一一號)(第二六二二二二號)(第二六二三三三號)(第二六二四四四號)(第二六二五五五號)(第二六二六六六號)(第二六二七七八號)(第二六二八八八號)(第二六二九九九號)(第二六三〇〇〇号)(第二六三一一一號)(第二六三二二二號)(第二六三三三三號)(第二六三四四四號)(第二六三五五五號)(第二六三六六六號)(第二六三七七八號)(第二六三八八八號)(第二六三九九九號)(第二六四〇〇〇号)(第二六四一一一號)(第二六四二二二號)(第二六四三三三號)(第二六四四四四號)(第二六四五五五號)(第二六四六六六號)(第二六四七七八號)(第二六四八八八號)(第二六四九九九號)(第二六五〇〇〇号)(第二六五一一一號)(第二六五二二二號)(第二六五三三三號)(第二六五四四四號)(第二六五五五五號)(第二六五六六六號)(第二六五七七八號)(第二六五八八八號)(第二六五九九九號)(第二六六〇〇〇号)(第二六六一一一號)(第二六六二二二號)(第二六六三三三號)(第二六六四四四號)(第二六六五五五號)(第二六六六六六號)(第二六六七七八號)(第二六六八八八號)(第二六六九九九號)(第二六七〇〇〇号)(第二六七一一一號)(第二六七二二二號)(第二六七三三三號)(第二六七四四四號)(第二六七五五五號)(第二六七六六六號)(第二六七七七八號)(第二六七八八八號)(第二六七九九九號)(第二七八〇〇〇号)(第二七八一一一號)(第二七八二二二號)(第二七八三三三號)(第二七八四四四號)(第二七八五五五號)(第二七八六六六號)(第二七八七七八號)(第二七八八八八號)(第二七八九九九號)(第二八九〇〇〇号)(第二八九一一一號)(第二八九二二二號)(第二八九三三三號)(第二八九四四四號)(第二八九五五五號)(第二八九六六六號)(第二八九七七八號)(第二八九八八八號)(第二八九九九九號)(第二九〇〇〇〇号)(第二九〇一一一號)(第二九〇二二二號)(第二九〇三三三號)(第二九〇四四四號)(第二九〇五五五號)(第二九〇六六六號)(第二九〇七七八號)(第二九〇八八八號)(第二九〇九九九號)(第二九一〇〇〇号)(第二九一一一一號)(第二九一二二二號)(第二九一三三三號)(第二九一四四四號)(第二九一五五五號)(第二九一六六六號)(第二九一七七八號)(第二九一八八八號)(第二九一九九九號)(第二九二〇〇〇号)(第二九二一一一號)(第二九二二二二號)(第二九二三三三號)(第二九二四四四號)(第二九二五五五號)(第二九二六六六號)(第二九二七七八號)(第二九二八八八號)(第二九二九九九號)(第二九三〇〇〇号)(第二九三一一一號)(第二九三二二二號)(第二九三三三三號)(第二九三四四四號)(第二九三五五五號)(第二九三六六六號)(第二九三七七八號)(第二九三八八八號)(第二九三九九九號)(第二九四〇〇〇号)(第二九四一一一號)(第二九四二二二號)(第二九四三三三號)(第二九四四四四號)(第二九四五五五號)(第二九四六六六號)(第二九四七七八號)(第二九四八八八號)(第二九四九九九號)(第二九五〇〇〇号)(第二九五一一一號)(第二九五二二二號)(第二九五三三三號)(第二九五四四四號)(第二九五五五五號)(第二九五六六六號)(第二九五七七八號)(第二九五八八八號)(第二九五九九九號)(第二九六〇〇〇号)(第二九六一一一號)(第二九六二二二號)(第二九六三三三號)(第二九六四四四號)(第二九六五五五號)(第二九六六六六號)(第二九六七七八號)(第二九六八八八號)(第二九六九九九號)(第二九七〇〇〇号)(第二九七一一一號)(第二九七二二二號)(第二九七三三三號)(第二九七四四四號)(第二九七五五五號)(第二九七六六六號)(第二九七七七八號)(第二九七八八八號)(第二九七九九九號)(第二九八〇〇〇号)(第二九八一一一號)(第二九八二二二號)(第二九八三三三號)(第二九八四四四號)(第二九八五五五號)(第二九八六六六號)(第二九八七七八號)(第二九八八八八號)(第二九八九九九號)(第二九九〇〇〇号)(第二九九一一一號)(第二九九二二二號)(第二九九三三三號)(第二九九四四四號)(第二九九五五五號)(第二九九六六六號)(第二九九七七八號)(第二九九八八八號)(第二九九九九九號)(第三〇〇〇〇〇号)	第二三三二七号 昭和四十七年五月二十九日受理 国民の祝日として「海の日」制定に関する請願 請願者 東京都中央区新川一ノ三ノ一七 財団法人日本海事広報協会会長 佐々木周一外十四名 紹介議員 阿部 憲一君 この請願の趣旨は、第三六一号と同じである。 第二三三二七号 昭和四十七年五月二十九日受理 国民の祝日として「海の日」制定に関する請願 請願者 東京都千代田区丸の内一ノ八ノ三 国際観光会館内社団法人日本観光協会会長 平山孝外十三名 紹介議員 矢追 秀彦君 この請願の趣旨は、第三六一号と同じである。 第二五〇二二号 昭和四十七年五月三十日受理 女子教育職員の育児休業法制度化に関する請願 請願者 青森県つむ市小川町二ノ五ノ一五 佐々木英子外八百六十三名 紹介議員 安永 英雄君 この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。 第二六〇七号 昭和四十七年五月三十一日受理 女子教育職員の育児休業法制度化に関する請願 請願者 札幌市北区北二条西五丁目 田中秀雄外九百六十六名 紹介議員 安永 英雄君 この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。 第二六二四号 昭和四十七年六月一日受理 女子教育職員の育児休業法制度化に関する請願(三通) 請願者 札幌市東区東通町六三ノ二三 田中百合子外二千三百四十三名 紹介議員 宮之原貞光君 この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。 第二六二五号 昭和四十七年六月一日受理 女子教育職員の育児休業法制度化に関する請願 請願者 岡山県赤松郡吉井町是里六七七ノ三 井上萬子外八十九名 紹介議員 安永 英雄君 この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。 第二五七〇号 昭和四十七年五月三十一日受理 養護教諭の全校必置等に関する請願 請願者 札幌市中央区北二条西一七丁目 東紀子	修了した者を、それぞれ、含むものとする。 (地方財政法の一部改正) 5 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。 第十條中第二十五号を削り、第二十六号を第二十五号とする。
---	--	---	---	--	---

紹介議員 岩本 政一君

近年、公害をはじめ、健康を阻害する要因が多く、子どもの健康を守る運動も活発となり、養護教諭の配置をそのむねが高まっているにもかかわらず、学校教育法の養護教諭設置条項規定の曲解、地方財政の窮乏、養護教諭の不足等のため、養護教諭の配置は全校校数の約五分の二という状況であるので、学校教育法の一部を改正して小学校、中学校、高等学校のすべてに養護教諭をおくようにし、そのための養護教諭の養成について抜本的施策を樹立されたい。特にすべての学校に養護教諭をおくことのできる養成計画と国立大学に養成課程を設置することを積極的に進められたい。

第二五七一号 昭和四十七年五月三十一日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願
請願者 福岡県糸島郡前原町大門四三 衣笠美枝子

紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第二五七〇号と同じである。

第二五七二号 昭和四十七年五月三十一日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願
請願者 札幌市東区本町一条五ノ六ノ九 武田敏子

紹介議員 河川 陽一君

この請願の趣旨は、第二五七〇号と同じである。

第二五七三号 昭和四十七年五月三十一日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願
請願者 北九州市小倉区山路 奈加君子

紹介議員 柳木 亨弘君

この請願の趣旨は、第二五七〇号と同じである。

第二五七四号 昭和四十七年五月三十一日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願
請願者 高知県須崎市妙見町一ノ一〇 又川和子

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第二五七〇号と同じである。

第二五七五号 昭和四十七年五月三十一日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願
請願者 熊本県八代郡鏡町鏡 宮瀬夏枝

紹介議員 園田 清充君

この請願の趣旨は、第二五七〇号と同じである。

第二五七六号 昭和四十七年五月三十一日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願
請願者 長崎県南高来郡有明町大三東 金子イイク

紹介議員 山口長治郎君

この請願の趣旨は、第二五七〇号と同じである。

第二五七七号 昭和四十七年五月三十一日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願
請願者 北海道紋別郡遠軽町西町一丁目 松平敦子

紹介議員 町村 金五君

この請願の趣旨は、第二五七〇号と同じである。

第二五七八号 昭和四十七年五月三十一日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願
請願者 鳥取市田園町三丁目 西村登美子

紹介議員 宮崎 正雄君

この請願の趣旨は、第二五七〇号と同じである。

第二五七九号 昭和四十七年五月三十一日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願
請願者 北九州市八幡区上ノ原 上川浅代

紹介議員 柳田桃太郎君

この請願の趣旨は、第二五七〇号と同じである。

第二五八〇号 昭和四十七年五月三十一日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願
請願者 秋田県鹿角郡小坂町赤神二ノ六 工藤セツ

紹介議員 山崎 五郎君

この請願の趣旨は、第二五七〇号と同じである。

第二五八一号 昭和四十七年五月三十一日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願
請願者 北九州市小倉区高坊 藤田敏子

紹介議員 米田 正文君

この請願の趣旨は、第二五七〇号と同じである。

第二五八二号 昭和四十七年五月三十一日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願
請願者 岡山県倉敷市日吉町下瀬五一七ノ四 織井珠美

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二五七〇号と同じである。

第二五八三号 昭和四十七年五月三十一日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願
請願者 北九州市八幡区勝山町四丁目 奥富

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二五七〇号と同じである。

第二五八四号 昭和四十七年五月三十一日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願
請願者 兵庫県三木市志染町戸田五五〇ノ一 数本員外百三十二名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第二五七〇号と同じである。

第二五八五号 昭和四十七年五月三十一日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願
請願者 大分市南王子町二ノ八 青木俊

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第二五七〇号と同じである。

第二五八六号 昭和四十七年五月三十一日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願
請願者 札幌市南区真駒内上町二ノ一〇ノ

九 伊藤佳子

この請願の趣旨は、第二五七〇号と同じである。

第二五八七号 昭和四十七年五月三十一日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願
請願者 富山県下新川郡入善町入膳三、九五八ノ五 前田操

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第二五七〇号と同じである。

第二五八八号 昭和四十七年五月三十一日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願
請願者 岩手県盛岡市高松二ノ八ノ四九 小原久子

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第二五七〇号と同じである。

第二五八九号 昭和四十七年五月三十一日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願
請願者 北海道江別市荻ヶ丘 空知ナナ子

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第二五七〇号と同じである。

第二五九〇号 昭和四十七年五月三十一日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願
請願者 長野市大豆島 西沢美代子

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第二五七〇号と同じである。

第二五九一号 昭和四十七年五月三十一日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願
請願者 広島県福山市神村町五七ノ五 高橋秋子

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二五七〇号と同じである。

第二五九二号 昭和四十七年五月三十一日受理

養護教諭の全校必置等に関する請願

請願者 東京都三鷹市新川六ノ二ノ一四
合みよ子
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第二五七〇号と同じである。

第二五九三号 昭和四十七年五月三十一日受理
養護教諭の全校必置等に関する請願
請願者 神戸市長田区高東町一ノ四七 伊奈信子外百九十九名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第二五七〇号と同じである。

第二五九四号 昭和四十七年五月三十一日受理
養護教諭の全校必置等に関する請願
請願者 石川県鹿島郡鳥屋町久江二ノ四 上田恵美子
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第二五七〇号と同じである。

第二五九五号 昭和四十七年五月三十一日受理
養護教諭の全校必置等に関する請願
請願者 大阪府泉佐野市鶴原 宮本豊子
紹介議員 矢追 秀彦君
この請願の趣旨は、第二五七〇号と同じである。

第二六一一号 昭和四十七年五月三十一日受理
養護教諭の全校必置等に関する請願
請願者 兵庫県明石市上ノ九一ノ一四ノ一 六 定連洋子外百六十名
紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第二五七〇号と同じである。

第二六二二号 昭和四十七年五月三十一日受理
養護教諭の全校必置等に関する請願
請願者 神戸市垂水区五色山四ノ八ノ七 岩橋通子外百九十九名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第二五七〇号と同じである。

第二六一三三号 昭和四十七年五月三十一日受理
養護教諭の全校必置等に関する請願
請願者 神戸市垂水区神出町田井二三九 沢田展美外百三十二名
紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第二五七〇号と同じである。

第二六四五号 昭和四十七年六月一日受理
養護教諭の全校必置等に関する請願
請願者 兵庫県加古川市神野町西条山手二 広瀬行雄外百九十九名
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第二五七〇号と同じである。

第二六四六号 昭和四十七年六月一日受理
養護教諭の全校必置等に関する請願
請願者 兵庫県明石市東野町二、二〇八 中村栄子外百四十五名
紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第二五七〇号と同じである。

第二六四七号 昭和四十七年六月一日受理
養護教諭の全校必置等に関する請願
請願者 神戸市須磨区東町二ノ二ノ八 堀尾正朝外百九十九名
紹介議員 鈴木美枝子君
この請願の趣旨は、第二五七〇号と同じである。

第二六四八号 昭和四十七年六月一日受理
養護教諭の全校必置等に関する請願
請願者 神戸市灘区中郷町二ノ一ノ一八 中村雅子外百九十九名
紹介議員 宮之原良光君
この請願の趣旨は、第二五七〇号と同じである。

第二六四九号 昭和四十七年六月一日受理
養護教諭の全校必置等に関する請願
請願者 神戸市東灘区田中町一ノ二ノ一八 岡井幸子外百九十九名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第二五七〇号と同じである。

第二六四四号 昭和四十七年六月一日受理
学校教育法の一部を改正する法律案反対に関する請願
請願者 千葉県安房郡千倉町千田六四七 伊藤信重外六百九十九名
紹介議員 成瀬 幡治君
学校教育法の一部を改正する法律案(教頭法制化法案)に強く反対し、本法律案の取下げを要請する。

六月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「実習助手、寮母及び事務職員(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者をいう。以下同じ。)」を「学校司書、実習助手、寮母、事務職員、技術職員及び用務員」に改める。
第五条を次のように改める。
第五条 削除
第六条を次のように改める。
(学級編制の標準)
第六条 公立の高等学校の一学級の生徒の数は、やむを得ない事情がある場合を除き、全日制の課程にあつては三十五人、定時制の課程にあつては二十五人を標準とする。
第七条中「第十二条」を「第十二条の三」に、「合計した数」を「合計した数に百分の百十を乗じて得た数」に改める。
第九条第一号から第五号までを次のように改める。

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

課程の別		算定の方法	
全日制の課程	十五学級以下の課程 十六学級以上の課程	係数①× $\frac{24}{10}$ 係数②× $\frac{24}{10}$	係数①× $2+\frac{5}{3}$ 係数②× $\frac{15}{15}$
定時制の課程			
通信制の課程			

二 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校で、当該課程に農業、水産、工業、商業又は家庭に関する学科を置くものについて、次の表の上欄に掲げる学科の区分に従い、同表の中欄に掲げる課程の別に応じ、同表の下欄に掲げる方法により算定した数(未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)の合計数を合算した数

学 科 の 区 分	課 程 の 別		算 定 の 方 法
	全日制の課程	定時制の課程	
農業に関する学科	$\frac{15}{15} \times 2$	$\frac{15}{15} \times \frac{4}{10} \times 2$	
水産に関する学科	$\frac{15}{15} \times 2$	$\frac{15}{15} \times \frac{4}{10} \times 2$	
工業に関する学科	$\frac{15}{15} \times 3$	$\frac{15}{15} \times \frac{3}{10} \times 3$	
商業に関する学科	$\frac{15}{15} \times 3$	$\frac{15}{15} \times \frac{3}{10} \times 1$	
家庭に関する学科	$\frac{15}{15} \times 1$	$\frac{15}{15} \times \frac{4}{10} \times 1$	

第十条を次のように改める。

(養護教諭等の数)

第十条 養護教諭及び養護助教諭(以下「養護教諭等」という。)の数は、全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程の数に一を乗じて得た数と、十八学級以上の全日制の課程又は十二学級以上の定時制の課程の数に一を乗じて得た数とを合計した数とする。

第十条の次に次の一条を加える。

(学校司書の数)

第十条の二 学校司書の数は、全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程の数に一を乗じて得た

数と、十八学級以上の全日制の課程又は定時制の課程の数に一を乗じて得た数とを合計した数とする。

第十一条第一号から第三号までを次のように改める。

一 次号に掲げる学科以外の学科を置く全日制の課程又は定時制の課程について、次の表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる当該学科に係る課程の規模の区分に応じ、各区分ごとの課程の数に同表の下欄に掲げる数乗じて得た数の合計数

課程の別	課程の規模の区分	乗ずる数
全日制の課程	十一学級以下の課程	三
	十二学級から十七学級までの課程	四
定時制の課程	七学級以下の課程	三
	八学級から十五学級までの課程	四
	十六学級以上の課程	五

二 農業、水産、工業、商業又は家庭に関する学科を置く全日制の課程又は定時制の課程について、次の表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる当該学科に係る課程の規模の区分に応じ、各区分ごとの課程の数に同表の下欄に掲げる数乗じて得た数の合計数

課程の別	課程の規模の区分	乗ずる数
全日制の課程	十七学級以下の課程	二
	十八学級以上の課程	三
定時制の課程	十五学級以下の課程	二
	十六学級以上の課程	三

三 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校で、当該課程に農業、水産、工業、商業又は家庭に関する学科を置くものについて、次の表の上欄に掲げる学科の区分に従い、同表の中欄に掲げる課程の別に従い、同表の下欄に掲げる方法により算定した数(二未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)の合計数を合算した数

学 科 の 区 分	課 程 の 別		算 定 の 方 法
	全日制の課程	定時制の課程	
農業に関する学科	$\frac{15}{15} \times 2$	$\frac{15}{15} \times \frac{4}{10} \times 2$	

水産に関する学科	全日制の課程	$\frac{15}{3} \times 2$
	定時制の課程	$\frac{15}{4} \times 2$
工業に関する学科	全日制の課程	$\frac{15}{3} \times 3$
	定時制の課程	$\frac{15}{4} \times 3$
商業に関する学科	全日制の課程	$\frac{6}{3} \times 1$
	定時制の課程	$\frac{6}{4} \times 1$
家庭に関する課程	全日制の課程	$\frac{4}{3} \times 1$
	定時制の課程	$\frac{4}{4} \times 1$

四 通信制の課程を置く学校の数に三を乗じて得た数
第十二条第一号から第四号までを次のように改める。

- 一 全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程の数に五を乗じて得た数
- 二 四学級以上の全日制の課程又は定時制の課程について、当該課程の学級の数から三を減じた数に三分の二を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）の合計数を合算した数
- 三 農業、水産、工業又は商業に関する学科を置く全日制の課程又は定時制の課程について、次の表の上欄に掲げる学科の区分に応じ、当該学科を置く課程の数に同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

学 科 の 区 分	乗 ず る 数
農業又は水産に関する学科	三
工業に関する学科	二
商業に関する学科	一

昭和四十七年六月三十日印刷

昭和四十七年七月一日発行

四 生徒の数が六百一人以上の通信制の課程について、当該課程の生徒の数から六百を減じた数を二百で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）を合算した数
第十二条の次に次の二条を加える。
（技術職員の数）
第十二条の二 技術職員の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

- 一 全日制の課程又は定時制の課程の数に一を乗じて得た数
- 二 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校で、当該課程に農業に関する学科を置くものについて、当該課程の当該学科の数に二を乗じて得た数の合計数を合算した数
- 三 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校で、当該課程に水産に関する学科を置くものについて、当該課程の当該学科の数に二を乗じて得た数と実習船について政令で定める数とを合計した数を合算した数
- 四 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校で、当該課程に前二号に規定する学科以外の政令で定める学科を置くものについて、当該学科について政令で定める数の合計数を合算した数

（用務員の数）
第十二条の三 用務員の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

- 一 全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程の数に二を乗じて得た数
- 二 六学級以上の全日制の課程又は定時制の課程について、当該課程の学級の数から五を減じた数を四で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）の合計数を合算した数
- 三 生徒の数が千二百一人以上の通信制の課程について、当該課程の生徒の数から千二百を減じた数を六百で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）を合算した数

した数
第十三条中「実習助手及び事務職員を」学校司書、実習助手、事務職員、技術職員及び用務員に改める。
第五章第十三条の次に次の一条を加える。
（本校及び分校）
第十三条の二 第九条から第十二条の三までの規定の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

附 則
（施行期日）
1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。
（高等学校の学級編制の標準に関する経過措置）
2 公立の高等学校の一学級の生徒の数の標準については、昭和五十二年三月三十一日までの間は、改正後の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（以下「新法」という。）第六条の規定にかかわらず、学校施設の整備の状況等を考慮し、同条に定める標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。
（教職員定数の標準に関する経過措置）
3 新法第七条に規定する高等学校教職員定数の標準については、昭和五十二年三月三十一日までの間は、同条の規定にかかわらず、公立の高等学校に置かれている教職員の総数等を考慮し、同条に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。
（学校図書館法の一部改正）
4 学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。
第八条第二項各号列記以外の部分中「当分の間、事務職員をもつて充てるものとする。この場合において、当該事務職員は、」を削る。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A